

平成 29 年

第 1 回柳泉園組合議会定例会議録

平成 29 年 2 月 22 日開会

柳泉園組合議会

平成29年第1回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	2
○関係者の出席	2
○事務局・書記の出席	2
○開 会	3
・仮議席の指定	3
・指定第1号（上程、説明、採決）	3
・選挙第1号（上程、説明、採決）	5
・会期の決定	6
・会議録署名議員の指名	8
・選任第1号（上程、説明、採決）	8
・諸般の報告	8
・施政方針	9
・行政報告	9
・議案第1号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 5
・議案第2号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 5
・議案第3号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 7
・議案第4号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 9
・議案第5号（上程、説明、質疑、討論、採決）	5 0
・議案第6号（上程、説明、質疑、討論、採決）	5 0
・議案第7号（上程、説明、質疑、討論、採決）	5 0
・議案第8号（上程、説明、質疑、討論、採決）	5 4
・議案第9号（上程、説明、質疑、討論、採決）	5 4
・議案第10号（上程、説明、質疑、討論、採決）	5 6
・議案第11号（上程、説明、質疑、討論、採決）	6 1
・議案第12号（上程、説明、質疑、討論、採決）	6 1
・廃棄物等処理問題特別委員会報告	8 2
○閉 会	8 3

平成29年第1回

柳泉園組合議会定例会会議録

平成29年2月22日 開会

議事日程

1. 仮議席の指定
2. 指定第1号 議席の指定
3. 選挙第1号 副議長の選挙
4. 会期の決定
5. 会議録署名議員の指名
6. 選任第1号 廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任
7. 諸般の報告
8. 施政方針
9. 行政報告
10. 議案第1号 西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会の共同設置の廃止の専決処分について
11. 議案第2号 東京都市町村公平委員会を共同設置する団体となることの専決処分について
12. 議案第3号 柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
13. 議案第4号 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
14. 議案第5号 柳泉園組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例
15. 議案第6号 柳泉園組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
16. 議案第7号 柳泉園組合職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例
17. 議案第8号 柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
18. 議案第9号 柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
19. 議案第10号 柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例

20. 議案第11号 平成29年度柳泉園組合経費の負担金について
21. 議案第12号 平成29年度柳泉園組合一般会計予算
22. 廃棄物等処理問題特別委員会報告
-

1 出席議員

1番 島崎清二	2番 関根光浩
3番 村山順次郎	4番 後藤ゆう子
5番 田中 のりあき	6番 桐山ひとみ
7番 鈴木 たかし	8番 小西みか
9番 渋谷 けいし	

2 関係者の出席

管理者	並木克巳
副管理者	渋谷金太郎
副管理者	丸山浩一
助役	森田 浩
会計管理者	坂東正樹
清瀬市都市整備部長	黒田和雄
東久留米市環境安全部長	山下一美
西東京市みどり環境部長	松川 聡

3 事務局・書記の出席

総務課長	新井謙二
施設管理課長	千葉善一
技術課長	佐藤元昭
資源推進課長	宮寺克己
書記	横山雄一
書記	小林光一
書記	滝村和道
書記	本間尚介

午前10時01分 開会

○議長（渋谷けいし） それでは、開会の時刻になりましたけれども、管理者側から資料訂正の要求がありましたので、これを許可いたします。

○助役（森田浩） おはようございます。大変申しわけございません。御配付してあります資料の施政方針の6ページをお開き願いたいと思います。

6ページの上段から4行目に「38,636万円」とございますが、「3,863万6,000円」に御訂正をよろしく願いたいと思います。大変申しわけございません。よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

○議長（渋谷けいし） それでは、資料訂正は以上ですけれども、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、定足数に達しておりますので、ただいまより平成29年第1回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

○議長（渋谷けいし） 「日程第1、仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

○議長（渋谷けいし） 「日程第2、指定第1号、議席の指定」を議題といたします。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長においてただいま御着席のとおり指定をさせていただきます。

ここで、西東京市より選出され、本日、柳泉園組合議会議員とし、新たに選任された方も御出席をされております。初対面の方も少なくないと思いますので、議員各位の自己紹介をお願いしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 御異議ないようですので、自己紹介をお願いいたします。

まず、最初に私から自己紹介を申し上げます。私は清瀬市選出の渋谷けいしと申します。よろしく願います。

それでは、第1番、島崎議員から順次お願いをいたします。

○1番（島崎清二） おはようございます。東久留米市より選出されています島崎清二と

います。よろしくお願いいたします。

○2番（関根光浩） 東久留米市から選出されております関根光浩でございます。よろしくお願いいたします。

○3番（村山順次郎） 東久留米市から選出されております村山順次郎と申します。会派は共産党でございます。今、柳泉園組合では監査委員も務めています。よろしくお願いいたします。

○4番（後藤ゆう子） 先ごろ開催されました西東京市臨時議会で西東京市選出になりました後藤ゆう子です。前期に引き続きになりますが、気持ちも新たに頑張りますので、皆さまどうぞよろしくお願いいたします。

○5番（田中のりあき） 皆さま、おはようございます。西東京市から選出されております田中のりあきと申します。よろしくお願いいたします。

○6番（桐山ひとみ） おはようございます。西東京市より選出をされました桐山ひとみです。前期に引き続きまして、今期もよろしくお願いいたします。

○7番（鈴木たかし） 第7番、清瀬市から選出されております鈴木たかしです。よろしくお願いいたします。

○8番（小西みか） 清瀬市選出の小西みかです。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（渋谷けいし） ありがとうございます。

続きまして、森田助役より、特別職、関係市職員及び職員の紹介をさせていただきます。

○助役（森田浩） それでは、紹介をさせていただきます。

初めに、柳泉園組合管理者、並木克巳東久留米市長でございます。

○管理者（並木克巳） 並木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 次に、副管理者、渋谷金太郎清瀬市長でございます。

○副管理者（渋谷金太郎） よろしく申し上げます。

○助役（森田浩） 同じく副管理者、丸山浩一西東京市長でございます。

○副管理者（丸山浩一） よろしく申し上げます。

○助役（森田浩） 続きまして、坂東正樹会計管理者でございます。

○会計管理者（坂東正樹） よろしく申し上げます。

○副管理者（森田浩） 続きまして、関係市の担当部長を紹介させていただきます。

清瀬市の黒田都市整備部長でございます。

○清瀬市都市整備部長（黒田和雄） よろしく申し上げます。

○助役（森田浩） 東久留米市の山下環境安全部長でございます。

○東久留米市環境安全部長（山下一美） よろしく申し上げます。

○助役（森田浩） 西東京市の松川みどり環境部長でございます。

○西東京市みどり環境部長（松川聡） よろしく申し上げます。

○助役（森田浩） 次に、組合の職員を紹介させていただきます。

新井総務課長でございます。

○総務課長（新井謙二） よろしく申し上げます。

○助役（森田浩） 千葉施設管理課長でございます。

○施設管理課長（千葉善一） よろしく申し上げます。

○助役（森田浩） 佐藤技術課長でございます。

○技術課長（佐藤元昭） よろしく願いたいいたします。

○助役（森田浩） 宮寺資源推進課長でございます。

○資源推進課長（宮寺克己） よろしく願いたいいたします。

○助役（森田浩） それから、議会の書記としまして、横山庶務文書係長でございます。

○庶務文書係長（横山雄一） よろしく申し上げます。

○助役（森田浩） それと、あと、小林庶務文書係主任でございますが、現在、離席しております。

同じく本間主任でございます。

○庶務文書係主任（本間尚介） よろしく申し上げます。

○助役（森田浩） 同じく滝村主任でございます。

○庶務文書係主任（滝村和道） よろしく願いたいいたします。

○助役（森田浩） 最後になりましたが、私、助役の森田と申します。よろしく願い申し上げます。

以上で紹介を終わりたいと思います。

○議長（渋谷けいし） 以上で特別職等の紹介を終わります。ありがとうございました。

○議長（渋谷けいし） 続いて、「日程第3、選挙第1号、副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 御異議なしと認めます。

それでは、西東京市選出の田中のりあき議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました田中のりあき議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました田中のりあき議員が副議長に当選をいたしました、

ここで、会議規則第31条第2項の規定により、告知をいたします。

それでは、当選の承諾及び御挨拶をお願いしたいと思います。田中議員、よろしく願います。

○副議長（田中のりあき） ただいま副議長に御指名をいただきました西東京市の田中のりあきでございます。皆様の御協力をいただきまして、公平公正な運営に努めてまいりたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（渋谷けいし） ありがとうございます。

○議長（渋谷けいし） 続いて、「日程第4、会期の決定」を議題といたします。

このことについて、2月15日、代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員であります島崎清二議員に報告を求めます。

○1番（島崎清二） 改めまして、おはようございます。

去る2月15日、水曜日、代表者会議が開催され、平成29年第1回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

平成29年第1回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、2月22日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程としましては、お手元に既に御配付のとおりであります。

まず、「日程第6、選任第1号、廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任」を行います。

「日程第7、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第8、施政方針」及び「日程第9、行政報告」を続けて行い、質疑は行政報告の終了後に一括してお受けします。

次に、議案審議に入り、「日程第10、議案第1号、西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会の共同設置の廃止の専決処分について」及び「日程第11、議案第2号、東京都市町村公平委員会を共同設置する団体となることの専決処分について」は関連がございますので一括議題として質疑を受け、個々に討論、採決いたします。

次に、「日程第12、議案第3号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」、「日程第13、議案第4号、職員の分限に関する条例の一部を改正する条例」を順次上程し、質疑、討論を受け、採決いたします。

次に、「日程第14、議案第5号、柳泉園組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第15、議案第6号、柳泉園組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」及び「日程第16、議案第7号、柳泉園組合職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例」は関連がございますので、一括議題として質疑を受け、個々に討論、採決いたします。

次に、「日程第17、議案第8号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」及び「日程第18、議案第9号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は関連がございますので、一括議題として質疑を受け、個々に討論、採決いたします。

次に、「日程第19、議案第10号、柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例」を上程し、質疑、討論を受け、採決いたします。

次に、「日程第20、議案第11号、平成29年度柳泉園組合経費の負担金について」及び「日程第21、議案第12号、平成29年度柳泉園組合一般会計予算」は関連がございますので、一括議題として質疑を受け、個々に討論、採決いたします。

最後に、「日程第22、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を行います。

以上で本日予定された日程が全て終了となり、第1回定例会を閉会いたします。

また、その他で「柳泉園組合議会傍聴規則の一部改正について」及び「柳泉園組合議会特別委員会傍聴規則の一部改正について」協議し、承認しております。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（渋谷けいし） 報告が終わりました。

これより代表委員の報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員御報告のとおり本日1日限りとし、日程表のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りとし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（渋谷けいし） 「日程第5、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第3番、村山順次郎議員、第4番、後藤ゆう子議員、以上お二方をお願いをいたします。

○議長（渋谷けいし） 「日程第6、選任第1号、廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任」を議題といたします。

お諮りいたします。廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任につきましては、柳泉園組合議会特別委員会条例第3条の規定により、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名をいたします。

後藤ゆう子議員、田中のりあき議員、桐山ひとみ議員、以上の3名の議員を、新たに廃棄物等処理問題特別委員会委員に選任をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 御異議なしと認めます。よって、以上の諸君を廃棄物等処理問題特別委員会委員に選任することと決しました。

○議長（渋谷けいし） 「日程第7、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付しておりますとおりでございます。よろし

くお願いをいたします。

○議長（渋谷けいし） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（並木克巳） おはようございます。

本日、平成29年柳泉園組合議会第1回定例会の開催に当たりまして、議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

各市とも第1回定例会の開催を控えましてそれぞれお忙しい中、議員の皆様におかれましては本日の定例会に御出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本日の定例会におきましては、平成29年度における主な課題とその対応及び事業運営に対する基本的な考え方について申し上げさせていただきます、行政報告では11月から1月までの主な事務事業について御報告させていただきます。

また、御案内のとおり、条例及び平成29年度予算案など12件の議案を御提案させていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、第1回定例会の開会に当たりまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（渋谷けいし） 「日程第8、施政方針」及び「日程第9、行政報告」を続けて行います。なお、質疑につきましては行政報告が終了した後、一括してお受けをさせていただきます。

まず施政方針を行います。

○管理者（並木克巳） それでは、施政方針を朗読させていただきます。

平成29年第1回柳泉園組合議会定例会に当たり、平成29年度における柳泉園組合の主な課題とその対応及び事業運営に対する基本的な考え方を申し上げ、柳泉園組合議会、関係市住民の皆様並びに周辺地域の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず、事業運営の基本方針について申し上げます。

近年、廃棄物行政をめぐる状況は大きく変貌しております。

国においては、平成29年度の環境省重点施策として、地球温暖化に係るパリ協定が昨年採択されたことを踏まえ、2030年度目標の達成に向けた地球温暖化対策計画に基づき、着実な実施に取り組むことを掲げております。また、資源循環の実現に向けた取り組

みとして、一般廃棄物処理施設の整備や熊本地震等近年の震災の経験を踏まえ、災害廃棄物の円滑な処理体制の確保及び処理施設の防災拠点化等の強靱化対策などを進めることとしております。

関係市においては、ごみの減量化や資源化などをさらに推進するため、容器包装プラスチックの分別収集及び資源化が実施され、廃棄物の発生抑制や容器包装リサイクル法への対応、また小型家電リサイクル法への対応についても実施されております。

このような状況において、当組合においても中間処理施設の立場から最終処分に係る負担を軽減するため可能な限り資源化を図ってまいります。また、地球温暖化対策の推進も視野に入れ、節電をするとともに効率的な発電を行うなど、維持管理を工夫し経費の節減を図りながら、日々排出される廃棄物の安全で衛生的な処理を安定的に行うように努めてまいります。

次に、当組合として解決すべき課題とその対応について申し上げます。

初めに、負担金の抑制について申し上げます。

関係市の財政事情は依然として厳しい状況の中、関係市の負担金を抑制するには歳出経費の削減と負担金以外の歳入確保に努めることが必要であります。

クリーンポートの大規模補修を実施するに当たり、施設の維持管理を含めた包括的な長期継続委託とすることで、大規模補修費や施設の維持管理に係る経費は大幅に削減できることが見込まれます。また、負担金以外の歳入の確保には努めてまいります。社会経済などの影響により資源回収物などの売り払い収入が大幅に減収した場合には基金を活用するなど、関係市へ新たな負担が生じることのないよう努めてまいります。

次に、水銀含有廃棄物の混入対策関係について申し上げます。

昨年設置しました柳泉園組合水銀混入調査対策委員会において、原因究明や再発防止対策などについて調査、検証等を行っております。

再発防止対策について、毎月行っております可燃ごみ搬入車両の内容物検査に加え、携帯型の水銀連続測定装置を使用することで、より充実した細かな検査を実施し、水銀含有廃棄物の混入防止に努めてまいります。その水銀連続測定装置の購入費として140万4,000円を計上しております。また、家庭で退蔵されております水銀体温計や水銀血圧計などについては、関係3市と連携し回収システムを検討いたします。

水銀含有廃棄物の管理体制の改善策について、廃乾電池は既に保管用のドラム管に蓋をロックし、さらに封印をしております。廃蛍光管については保管するヤードに門扉を新た

に設置し施錠を行い、引き続き適正な管理体制に努めてまいります。その門扉の設置費用に95万1,000円を計上しております。

次に、人事管理について申し上げます。

新規職員の採用について、定年退職等の欠員補充のための採用は人件費抑制のため原則行っておりませんが、将来において安定した組織を維持するため、職員の年齢構成に配慮し、数年に1名は採用しております。職員の欠員分につきましては、再任用職員の積極的な活用や嘱託員の採用などにより対応しております。また、関係市との人事交流につきましては、当組合が事務事業を円滑に進める上で関係市と意思の疎通を図ることは極めて重要であり、平成10年度から人事交流を行ってまいりました。しかし、職員数が減少しているため、清瀬市及び西東京市への交流は見合わせておりますが、東久留米市とは引き続き人事交流を行ってまいります。

次に、平成29年度予算編成について申し上げます。

予算編成に当たりましては、依然として関係市の財政事情が極めて厳しいことを踏まえ、歳入の使用料及び手数料については、平成27年度の決算額及び28年度の決算見込みをもとに精査した上で計上しております。また、歳出につきましては、各施設の維持管理に係る維持補修費、消耗品費、光熱水費及び委託業務などの経費削減に努め、基本的に平成27年度の決算額をもとに精査した上で必要最小限の経費を計上しております。

本年度の歳入歳出予算の総額は、前年度に計上しました厚生施設プール棟の大規模改修に伴う関連する経費が減額となることから、前年度に比べ2億9,596万6,000円、9.3%減の28億7,734万円となります。また、関係市の負担金につきましては、前年度に比べ6,394万8,000円、3.8%減の15億9,741万6,000円となり、各市とも負担金は前年度より減額となります。

次に、平成29年度の主要施策について申し上げます。

初めに、総務関係について申し上げます。

本年度の人員体制については、職員35人、再任用職員4人と嘱託員8人の47人体制といたします。

総務関係の事業につきましては、国の統一的な基準による地方公会計制度の導入に向け、公会計の基礎となります固定資産台帳の整備を行っております。本年度は公会計システムに対応させるため、既存の財務会計システムの改修経費として128万3,000円を、財務書類作成の支援業務委託経費として162万円とそれぞれ計上しております。

次に、施設関係について申し上げます。

管理棟及びクリーンポート工場棟の空調設備については、設置後16年が経過していることから、更新を計画的に行うため、本年度は実施設計委託の経費として345万6,000円を計上しております。

また、管理棟及び工場棟の一部の空調設備において、現在稼働できない状況となっておりますので、その更新経費として1,546万5,000円を計上しております。

次に、クリーンポートについて申し上げます。

可燃ごみの処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して、関係市からの搬入量は1,567トン、2.4%減の6万3,396トンを見込んでおります。また、本年度は、小金井市より可燃ごみ処理の支援依頼がありましたので、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱の規定に基づきまして、500トンを受け入れる予定でございます。

クリーンポートでの焼却量は、関係市や小金井市からの可燃ごみ及び不燃・粗大ごみ処理施設などから発生する可燃物等の5,697トンを含めると、前年度の当初計画量と比較して984トン、1.4%減の6万9,593トンを見込んでおります。

焼却後に発生する残渣については、焼却残渣に含まれている金属類を資源物として回収し、金属類回収後の残渣9,047トンは、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場内のエコセメント化施設へ搬送することにより、それぞれ再利用いたしますので、焼却残渣の埋め立て計画はございません。

クリーンポートにおいては、稼働開始から15年以上が経過しており、施設の安定稼働や延命化を図るため、また大幅な経費削減が図られることから、本年7月より本施設の運転・維持管理などの業務や大規模補修を含めました15年間の長期包括運営管理事業として、本年度は委託経費9億2,006万8,000円を計上しております。

クリーンポートプラント制御用電算システムの整備については、システムの老朽化に伴い延命化を図るため、継続費として平成27年度より3カ年で更新を計画しました。整備は計画どおり実施されており、最終年度となります本年度は2億7,291万6,000円を計上しております。

発電計画につきましては、本年度においても安定した施設稼働とすることにより、発電電力量の確保を図ってまいります。

放射能関係の測定につきましては、放射性物質汚染対処特措法の規定により、焼却残渣

及び排ガス中の放射性物質濃度の測定を毎月1回、敷地境界の空間線量の測定は毎週1回義務づけられているため、本年度においても引き続き適正に測定を行ってまいります。これらの測定結果などの情報は、広報紙りゅうせんえんニュースや組合のホームページを活用し、ダイオキシン類等の測定結果とあわせ公表し、情報公開を推進してまいります。

次に、不燃・粗大ごみ処理施設について申し上げます。

不燃ごみ及び粗大ごみの処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して80トン、1.1%減の7,456トンを見込んでおります。

不燃・粗大ごみ処理施設で破砕処理後に発生する軟質系プラスチック類4,629トンと可燃物1,038トンは、クリーンポートで焼却処理を行います。また、硬質系プラスチック類845トンとリサイクルセンターから発生する雑物15トンについては固形燃料化として再利用しておりますが、委託先の施設の老朽化が進んでおり、改修が困難な状態にあることなどから、本年度からはガス化溶融として再利用いたします。このことにより、本年度においても不燃物の埋め立て計画はございません。

不燃・粗大ごみ処理施設は稼働開始から30年以上経過しており、安定した処理を図るため、経年劣化の著しい部品の交換を含めました設備機器類の点検整備補修費として3,863万6,000円を計上しております。

不燃・粗大ごみ処理施設の破砕機内で発生する爆発事故については、引き続き対応策を検討してまいります。

次に、リサイクルセンターについて申し上げます。

資源物の処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して1,652トン、22.8%減の5,609トンを見込んでおり、リサイクルセンターで選別処理及び圧縮梱包等した上で資源化いたします。さらに、資源化の難しい屑ガラス35トンについても建設資材等として加工し再利用することにより、埋め立て計画はございません。

リサイクルセンターは稼働開始から21年が経過しており、安定した処理を図る上で、本年度においても前年度に引き続き、経年劣化の著しいびん系列コンベア関係の補修費として1,650万3,000円を計上しております。

次に、し尿処理施設について申し上げます。

し尿の処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して156キロリットル、12.9%減の1,051キロリットルを見込んでおり、

処理後の汚水については1.5倍程度に希釈した上で公共下水道へ放流いたします。

次に、厚生施設について申し上げます。

室内プール施設は、組合周辺地域の方々の要望により設置し、以来30年以上経過しており、プール棟全体に老朽化が見られることから、昨年10月より大規模改修工事を行っております。本年4月のリニューアルオープンに向け、工事は順調に進んでおります。

本年度のプール利用者については、平成27年度の利用者実績より20%ほど増の7万5,800人を見込んでおります。また、トレーニング室は多目的室に改装し、新たに設けますトレーニング室の器具は、設置後5年以上経過しておりますので、最新の器具を設置することとし、その器具のリース代として128万2,000円を計上しております。

厚生施設の運営につきましては、安全の確保と衛生面に配慮した厳重な水質管理など安全には十分注意し、市民の皆様にご快適に施設を利用していただけるように努めてまいります。

次に、今後の組合の課題について申し上げます。

不燃・粗大ごみ処理施設の改修計画については、関係市における容器包装プラスチックの資源化や小型家電のリサイクルの状況など、当組合に搬入される不燃ごみの組成及び量並びに粗大ごみの搬入量などを見ながら、適切な施設の規模、処理方法及び改修の実施時期につきまして、関係市と連携し、協議・検討してまいりたいと考えております。

清柳園の焼却施設については、休止して30年以上経過しており、施設の解体方法や解体後の跡地利用などについて、今後も引き続き調査、研究を行い、関係市と連携し協議・検討してまいります。

最後に、組合運営に当たっては、中間処理施設としての役割を適切に遂行するため、クリーンポート運転管理、不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター、し尿処理施設及び厚生施設の業務の見直し並びに改善を図りながら、費用対効果を精査した上で効率的な施設運営に努めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、平成29年度の組合事業に関する基本的な考え方を申し述べましたが、柳泉園組合議会、関係市住民の皆様並びに周辺地域の皆様の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。施政方針とさせていただきます。

○議長（渋谷けいし） 次に、行政報告を行います。

○助役（森田浩） 引き続きまして、行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成28年11月から平成29年1月までの3カ月間

の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページの総務関係でございます。

1の庶務について、(1)事務の状況でございますが、柳泉園組合周辺自治会定期協議会を東久留米市におきましては11月9日に、東村山市におきましては10日にそれぞれ開催しております。その中で上半期における組合の施設管理運営等について御報告を申し上げ、またその他につきましては水銀混入調査対策委員会の開催の経過等、またクリーンポート長期包括委託について、さらには小金井市可燃ごみ処理支援、粗大ごみ処理施設爆発事故等の状況及びプール棟大規模改修工事の概要などについての御報告を申し上げております。その上で御理解をいただいたところでございます。

11月11日に関係市で構成する事務連絡協議会、15日に管理者会議を開催し、平成28年第4回柳泉園組合議会定例会の議事日程(案)等について協議いたしております。1月10日と16日及び17日には、平成29年度予算(案)について、持ち回りで関係市に対しまして御説明をさせていただきました。

また、1月13日に第4回の水銀混入調査対策委員会、さらに23日に第5回柳泉園組合クリーンポート長期包括委託審査委員会を実施しております。なお、クリーンポート長期包括委託審査委員会は、今後、2月25日の開催予定の委員会で契約予定業者を決定し、3月中に契約を締結する予定で進んでおります。また、水銀混入調査対策委員会からの中間報告の提出がございましたので、本日お手元に御配付させていただいておりますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、2ページの見学者についてでございます。今期は7件、669人の見学者がございました。全て小学校の社会科見学でございました。

次に、3、ホームページについてでございますが、表2に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、4、ごみ処理手数料の収入状況でございますが、表3に記載のとおりでございます。これにつきましても御参照いただきたいと思います。

次に、5、監査についてでございますが、両監査委員におきまして、11月10日に例月出納検査が行われました。

また、11月4日にクリーンポート長期包括契約の締結の取り止めを求める住民監査請求が提出され、この件につきまして11月30日及び12月6日に要件審査が実施されております。12月14日及び26日に監査を行いまして、28日に監査結果、棄却という

ことで関係者に通知を行っております。なお、この監査結果を受けまして、去る1月25日に東京地方裁判所に住民訴訟が提起されたということにつきましては新聞報道で確認をいたしておりますが、現時点におきましては組合に訴状は届いてございません。

次に、6、契約の状況でございますが、今期は3件の工事請負契約を行っております。詳細につきましては行政報告資料に記載してございます。

続きまして、4ページでございます。ごみ処理施設関係でございます。

初めに、1、ごみ及び資源物の搬入状況でございます。

今期の関係市のごみの総搬入量は表4-1に記載のとおり1万8,005トンで、これは昨年同期と比較しまして220トン、1.2%の減少となっております。

内訳といたしましては、可燃ごみは5ページの表4-2のとおり1万6,022トンで、昨年同期と比較いたしますと240トン、1.5%の減少、不燃ごみは表4-3のとおり1,864トンで、昨年同期と比較いたしますと11トン、0.6%の減少、さらに粗大ごみは6ページの表4-4のとおり119トンで、昨年同期と比較いたしますと32トン、36.8%の増加となっております。

関係市別、月別の各ごみ搬入量の内訳といたしましては、4ページの表4-1から6ページの表4-4に記載のとおりでございます。

次に、表4-5でございますが、1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

続きまして、7ページの表5-1及び表5-2は、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございます。御参照いただきたいと思います。

続きまして、8ページの表5-3につきましては、動物死体の搬入量でございます。

続きまして、9ページの表6は、缶類等の資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期の総搬入量は1,823トンで、昨年同期と比較いたしますと52トン、2.9%の増加となっております。

次に、10ページの施設の稼働状況でございますが、まず柳泉園クリーンポートの状況でございます。

11月に1号炉及び1号タービンの定期点検整備補修が完了いたしまして、その後、施設は順調に稼働してございます。1号炉及び3号炉の排ガス中のばい煙測定並びに下水道放流水測定を実施いたしております。周辺自治会等の皆様方の立ち会いのもと、排ガス中のダイオキシン類の測定を実施しております。12月には1号炉及び2号炉の排ガス中のばい煙測定並びに下水道放流水測定の実施、また、工場内の作業環境ダイオキシン類測定

を実施してございます。1月には1号炉及び2号炉の排ガス中のばい煙測定並びに下水道放流水測定を実施しております。また、周辺自治会等の皆様の立ち会いのもと、排ガス中及び土壌中のダイオキシン類の測定を実施しております。

放射能関係の測定につきましては、焼却灰等の放射性物質濃度測定及び排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、また敷地境界の空間放射線量測定を毎週1回行っております。これらの結果につきましては、12ページの表12-1から13ページの表12-3に記載してございます。

続きまして、11ページの表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございます。クリーンポートで焼却しております可燃物等の焼却量は1万7,663トンで、昨年同期と比較いたしますと170トン、1.0%の減少となっております。

表8及び表9は、ばい煙及びダイオキシン類の測定結果を記載してございます。それぞれ排出基準に適合いたしております。

12ページの表10につきましては、水銀濃度分析計の測定結果を記載しております。この期の検出はございませんでした。

表11は、下水道放流水の各種測定結果を記載してございます。こちらにつきましても排除基準に適合いたしております。

続きまして、14ページの(2)不燃・粗大ごみ処理施設でございますが、11月には22日に破砕機内で小規模の爆発が発生したため、一旦機械設備を停止いたしました。この爆発による火災や設備の破損はございませんでしたが、直ちに消防機関へ通報し、消防署及び田無警察署が現場に出動されましたが、火災扱いとはならず、同日中に運転を再開いたしました。

また、10月より引き続き、屋外変電設備更新工事を実施し、完了してございます。12月には、破砕機爆発復旧補修及びバグフィルター清掃を実施してございます。1月には、破砕機部品補修を実施してございます。

次に、表13の粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃・粗大ごみの処理量は1,983トンで、昨年同期と比較いたしますと21トン、1.1%の増加となっております。

続きまして、15ページの(3)リサイクルセンターでございます。11月及び12月につきましては、特別な事象もなく、施設は順調に稼動しております。1月にはリサイクルセンターコンベヤベルト交換補修を実施しております。

次に、表14のリサイクルセンター資源化状況でございますが、資源化量は1,823ト

ンで、昨年同期と比較いたしますと52トン、2.9%の増加となっております。

続きまして、16ページの3、最終処分場についてでございます。引き続き焼却残渣は東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設に全量を搬出してございます。今期は2,232トンで、昨年同期と比較いたしますと25トン、1.1%の減少となっております。搬出状況は表15に記載のとおりでございます。

次に、4、不燃物再利用状況についてでございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、屑ガラスにつきましては、埋め立て処分をせず、固形燃料化や路盤材として再利用を行っております。再利用の状況につきましては表16に記載のとおりでございます。

続きまして、17ページのし尿処理施設関係でございますが、今期のし尿の総搬入量は267キロリットルで、昨年同期と比較いたしますと31キロリットル、10.4%の減少となっております。表17-1から表17-3に搬入状況の詳細を記載してございます。

続きまして、18ページでございます。2、施設の稼働状況でございますが、11月に沈砂槽・受入槽などの清掃、1月に貯留槽の清掃を実施してございます。

表18のし尿処理施設における下水道放流水測定結果でございますが、それぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、19ページの施設管理関係、1、厚生施設についてでございますが、各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、野球場は40.9%、浴場施設は20.3%、それぞれ利用者が減少してございます。テニスコートは2.7%利用者が増加してございます。なお、プール棟の大規模改修工事に伴いまして、学童野球場、会議室、室内プール及びトレーニング室は休業してございます。各施設の利用状況につきましては、表19-1及び表19-2に記載のとおりでございます。また、各施設の使用料の収入状況につきましては、20ページの表20に記載のとおりでございます。

次に、(3)施設の管理状況でございます。大規模改修工事に伴いまして、受水槽の更新工事等を実施したため、1月20日から6日間、浴場施設を臨時休業いたしました。プール棟の大規模改修工事につきましては、4月1日のリニューアルオープンに向け、順調に進捗してございます。なお、リニューアルオープンを記念いたしまして、4月1日及び2日にプールを無料開放するというので、現在準備を進めてございます。

浴場施設の水質測定結果を表21に記載してございます。それぞれの測定結果の数値につきましては、基準に適合いたしております。

最後に、ペットボトルの売り払い代金未納に伴う件でございますが、和解いたしまして、去る1月20日に和解の合意書を締結し、同日に100万円の入金ございました。今後は2月末に100万円、3月末に残額及び遅延損害金の支払いが予定されておりますので、見守っていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） ここで事務局より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○技術課長（佐藤元昭） 前回の定例会におきまして、小西議員より下水道放流水の温度について御質問がございました。その放流水温度を調査いたしましたので、御報告いたします。

平成26年度におきましては、年間の平均放流水温度が22.4度、平成27年度においては34.2度ということで、10度ちょっとの差があるということで、このことについて調べさせていただきました。平成26年度において、施設について何かふぐあい等があるのかどうか調べたところ、特にふぐあい等はございませんでした。そのため、過去5年間、平成21年度から25年度の放流水の温度を確認いたしましたところ、平成21年から25年の平均の放流水温度は30.86と約31度ということで、平成26年度だけが異常に低いということになっております。その原因は何かと調べましたが、年報のデータを見ますと、平成26年度の放流水温度は35.1度ということになっておりますので、毎月1回行っている分析のときの水温がたまたま低くてこういう結果になったと推測されたので、報告いたします。

また、水温について、東久留米市の都市建設部施設建設課下水道施設担当の方に確認をさせていただきました。また、流域下水道本部のほうにも電話にて確認させていただきましたが、20度とか30度という水温の差については下水道において何ら問題はないという回答をいただいております。御報告とさせていただきます。

○議長（渋谷けいし） 以上で施政方針及び行政報告が終わりました。

これより施政方針及び行政報告に対する質疑を一括してお受けいたします。

○3番（村山順次郎） 予算審査もございますので、そちらに項目があるものについては私はそちらのほうに譲りまして、他の委員の質問を妨げるものではありませんが、絞って質問をしたいと思っております。3点です。

1点目は、管理者の柳泉園組合におけるさまざまな課題の取り組みに対する姿勢の問題でお聞きをしたいと思います。今年度は長期包括委託に関する質疑、大きくはやはり8月の定例会の際の質疑、これは各委員それぞれ立場や見解が違うものの、それぞれの立場で質疑をし、一定の時間もかかってやっているということでもあります。一昨年、9月1日に水銀が混入するという問題があって、議会でも審議をいたしました。昨年からは検討委員会も設置をして、このほど中間報告も出されていると。これらは柳泉園組合にとっては非常に重要な課題、問題であって、それぞれ債務負担行為が設定されたからといって、これで終わりということでもございませんし、中間報告が出たからといってそれで問題が万事解決するわけでもなく、それぞれこれから取り組んでいかなければいけない課題があるものと思います。

対して管理者、大変恐縮でありますし、言葉も選ばなければいけないと思いますが、会議録を読む限り、積極的に御自身のお考え、組合としての立場、それぞれの問題での意義等について、積極的に発言をするという形ではないと私は思います。熱意もちょっと感じられませんし、言ってしまうと関心をお持ちなのかとさえ疑わざるを得ない、会議録上はそういうふうに私は感じております。長期包括委託等の具体的な問題については予算審査の際にお聞きをしたいと思います。15年にわたるものであり、管理者、副管理者、柳泉園組合の職員の皆さん、議会も含めて、クリーンポートの建てかえ前、建てかえ以降も含めて、周辺住民の皆さんや3市の市民の皆さんの信頼を得るべく努力をしてきて、ここで大きな運営方法の転換がされるという時期に来ておりますので、この長期包括委託の意義、私も昨年の8月の定例会の際に採決の前の討論で、課題についての意見、要望を1件させていただきましたが、今後どういうふうに取り組んでいかれるのか、管理者としてどういうふうに関心を持っていらっしゃるのか、具体的な長期包括委託について御見解をお示しいただきたいと。

やはり、いろいろ課題もある中で職員の皆さん、最善を尽くすべく努力をされていて、振り返ってみれば水銀の問題の際も9月1日、その段階ではどの程度排ガスに水銀が混入したら焼却炉をとめるかという基準はなかったわけですね。他団体、東京二十三区清掃一部事務組合等で水銀の問題は指摘されていたとはいえ、それを基準もない中で止めるべきということでとめた、これは結果的に見れば非常によい判断だったと思いますし、検討委員会が立ち上がる前に0.05mg/m³Nでよかったでしたっけ、自主規制基準をつくって運営をされていると、これもすぐれた判断だと私は評価をしているところであります。そう

いうところで頑張っている職員の方たちに対して、議会での管理者の姿勢、言葉の量が多ければ熱意があると比例するものではないと私は思いますが、残念ながら昨年度の問題で言えば、管理者よりも副管理者のほうが話す機会が多かったというのも事実としてあるかなと思いますので、その点は管理者として、職員の皆さんの前でもありますし、しっかりとした見解を示していただきたいということでお聞きをします。

2点目は、施政方針の中で不燃ごみ処理の関係で、ガス化溶解をするということが出てきておりまして、やや少し唐突に感じますので、経過や概要について御説明をいただければと思います。

3点目は、たびたびいろんな点で質問しておりますが、防災対策の関係です。厚生施設を活用して避難所として運営できないかとか、お風呂を持っている施設ですので、3市で災対本部が設置をされて避難所に避難される方が出るような状況の場合は対応が必要だろうと思うし、3市以外の周辺のところでそういう状況が生じた場合、広域的な支援も含めた対応が必要ではないかとか、あるいは職員さんが一定の活動をするために職員さんのための備蓄をする必要があるとか、あるいは災害時に発生するであろう可燃性の廃棄物、いわゆる瓦れきについて3市でどういう話し合いをしていくのかとか、いろいろな点で質問をしてまいりました。取り組んでいただいているところもちろんあると承知はしております。一方で、クリーンポートを運営していくということの重要性からなかなか避難所等の運営まで手が回らないだろうということも想像はできるんですけども、そうは言ってもやはり大きな震災は起こり得るということ、30年間で70%ですか、そういうことも起こり得るということも一方では指摘をされているところでもありますので、災害対策について、例えば関係3市とそのための会議を持つとか、協議をするための場を持つとか、具体的に進展させていく必要があると私は思いますが、そのような取り組みについてお考えがあるか、お聞きをしたいと思います。3点お願いいたします。

○管理者（並木克巳） 1点目の管理者としての姿勢ということであります。

まずは御理解いただきたいのは、柳泉園組合ということでこれは組織として運営をしておりますので、そのような意味においては各担当がお答えさせていただいているということも統一見解であると理解をしていただければと思っております。言葉の量と、また言葉の重みという部分では議員のおっしゃる部分もあるかと思っておりますけれども、今まで御答弁させていただいている部分に関しましては組合としての統一見解をお答えさせていただいております。その中でもし私の意と違うものがあれば、そのような部分ではフォローで

あったり訂正というものはさせていただくつもりではありますが、そのような部分では私の言葉ではないからということで、それが私の意思がないのか、関心がないのかということではないということは御理解いただきたいと思っております。

また、長期包括契約に関しましては、長い月日を経て、議員の皆様とも協議会等も進めさせていただいておりますので、そのような中で手続また考え方というのは一定述べさせていただいているとは思っております。やはり柳泉園組合としてこれをどのように維持していくのか、また経費という部分に関しましては、今回の施政方針の中で各市の財政事情のことも鑑みながらどのように節減していけるのかと、そのような視点というのが大切であると思っておりますし、そのようなものも含めて今回このような方向性というものを示させていただいております。そのような中でいろんな課題ということでは先ほど議員がおっしゃられましたけれども、長期だからということでそのまま全て任せきりということではなく、それは細やかに管理をしていくということは御答弁を今までもさせていただいておりますので、御理解いただければと思っております。

○資源推進課長（宮寺克己） お答え申し上げます。

ガス化溶融についてでございます。簡単に不燃・粗大ごみ処理施設の工程をもう一度御説明いたしますが、入ってまいりました不燃ごみは、まず手選別で危険物などを取り除きました後に破碎機にかけてございます。それから、粗大ごみが入ってまいりますと、それは中身などを確かめて、直接破碎機につながるコンベヤから投入をして、破碎機で細かく砕いております。その後、まず鉄類などを磁選機でくっつけて除去いたします。そこを抜きましたものが今度トロンメルと申しまして、回転をしているふるいで穴があいているものなのですが、その中を通るうちに比較的重量のあるかたいものはその穴から下に落ちます。あと、ポリ袋のような軽いひらひらしたものはトロンメルからまた別のコンベヤに乗って、そこでいわゆる私どもが呼んでいます軟質系プラスチック類ですとか硬質系プラスチック類というものに分かれております。これまでそのうちの硬質系プラスチック類と呼んでいますのは、この施政方針に書いてございますように平成17年度より千葉県にある民間企業に委託をしまして固形燃料化しておりました。それを造粒機で粒状にいたしまして固形燃料として、最後はセメント会社に御利用いただいております。

ただ、ここに書いてあります老朽化と申しますのが、プラントが30年ぐらい稼働しているものでございまして、その会社そのものが町の中にある工場でございまして、最近になりましてお話を聞きますと近くに病院ですとかマンションが建ってきて、根本的な改修

ということがなかなかやりづらいというお話がございました。そこで、今すぐ固形燃料プラントがなくなってしまうわけではないのですが、ここにもありますように今後も埋め立てをすることなく安定的に不燃物、硬質系プラスチック類を処理するためにはどうしたらいいかということで検討いたしまして、固形化燃料のプラントはほかの業者さんもあるんですが、いわゆる夾雑物は、固形燃料に適さないものと、例えばある県の工場で処理をするんですが、夾雑物が出るとまたほかの県へ運んでまた処理を行ったりですとか、場合によっては埋め立てをしたりということもあるようでございます。

それに対しまして、私どもが今回計画しておりますガス化熔融と申しますのは、入るものは今言った硬質系プラスチック類と同じなんです、それをまず非常に高い温度、600度ぐらいの熱を外側から与えまして、直接燃やすのではないのですが、直接燃やさないで600度ぐらいの熱を外側から与えます。そうしますと、その中を通りましたごみが一部はガス化いたします。それから、蒸し焼きになるものですから、ガス化しないものは炭のような状態となります。そのままその通路の中を押し込まれて、今度、酸素ほぼ100%の状態の保温反応炉と呼んでおりますけれども、その中に押し込まれたときにその炭状のものは熔融、いわゆる固体だったものが液体、液状になるという状況の熔融という現象が起こります。それで、熔融されたもので何がとれるかといいますと金属類、これはガスになりませんので、それからガラスですとか陶磁器類、これらもガスになることなく、スラグといってガラス上の粒々のようなものになります。そうして金属類とスラグ、最初は今言いましたように熔融ですので液状なんです、それを水で冷やすことによってメタルとスラグといった形で回収されます。

それから、蒸し焼きでガスになった部分ですが、これはプラスチック類ですとか、あと、紙とか繊維などの燃える部分、これらはガスになるんですが、その炉の上のほうで1,200度ぐらいの温度になります。その反応炉は1,200度ぐらいのガスで2秒以上滞留させることで、いわゆるダイオキシン類の分解が起こります。そうしました後に、今度はそのガスを70度の水で急冷いたします。そうすることでダイオキシン類の再合成というものが起こらないというふうになっております。それで、そのガスそのものが、今度、まだその中に若干重金属等含まれておりますので、精製を行いまして、きれいなガスにいたします。ガスと呼んでいるものは、そのものがもう燃料のガスとして使えるものですから、今考えていますプラントは、製鉄所の敷地の中にそのプラントがございまして、パイプを通して製鉄所のガスタンクに送られます。それで、製鉄所のタービン発電機の燃料等

として使われると。

それから、スラグですとかメタルなどにつきましては、それぞれ金属精錬の会社ですとか、スラグは道路の路盤材などに使われますので、そのような建設資材会社などに利用されるということで、いわゆる残渣の処理ですとか埋め立てということはここでは一切起こらないという仕様になっておりまして、固形燃料化よりも環境に負荷が小さいと。

それから、近隣の自治体などの例も聞きましたが、ある例によりまして、固形燃料物につきましては今回予算要求させていただいております柳泉園組合の単価よりも1万円近く高い単価がかかるというお話も聞いております。ですので、経済的にもメリットがあるのではないかと考えまして、今回ガス化溶融を計画させていただいたところでございます。

○施設管理課長（千葉善一） 防災の関係でございます。従前からいろいろと指摘を頂戴しておりますが、今までの経過も含めまして御説明させていただきたいと思っております。

柳泉園組合のグラウンドにつきましては、東久留米市の地域防災計画、国民保護計画の中で、ヘリコプターの臨時の離着陸場としての立場、そして周辺住民でございますが、下里4丁目、6丁目の緊急の避難場所として指定を受けています。また、指定の避難所といたしましては、下里小学校が指定を受けているところでございます。実際、柳泉園組合が避難所として指定を受けるといった場合には、ある程度政令に基づきます条件がございます。基本的には4つございまして、施設の規模であったり、また適正な構造設備があるかどうか、また安全な設置場所であるかどうか、物資の輸送が容易な場所であるか、そのような4項目全てのものが条件を満たすということの中で市が指定することになっています。そのような意味では、ある程度調整が必要になると感じております。

また、浴場の活用でございます。このようなことも含めまして、東久留米市の担当部署でございます防災防犯課と定期的な情報交換を行っております。浴場の活用につきましても前回の定例会の中で御指摘を頂戴しておりますので、そのようなことも含めて担当市といろいろと調整をしておるところでございます。

また、備蓄の問題でございますが、備蓄につきましては東京都の帰宅困難者対策条例に基づきまして、基本的には従事者を対象といたしまして3日間程度の飲料水及び食料の備蓄となっております。柳泉園組合といたしましては、運転員、そして非常時の体制を考慮いたしまして、現在120食程度の備蓄をいたしております。ただ、施設的には厚生施設も抱えておりますので、帰宅困難者も想定されることでございますので、今後定期的に購入することによりまして対応に努めたいと考えているところでございます。このようなこ

とも含めまして、ある程度3市での意見交換も必要であると認識はしております。

○3番(村山順次郎) お風呂の問題について、特に東久留米市の担当と協議をさせていただいているということは、これは前向きな取り組みだと思しますので、引き続きお願いをしたいと思えます。

防災の関係でいいますと、去年は熊本で地震もございました。さまざまな地震予知の点での情報提供も報道のレベルでもございます。避難所としての活用というところで申しますと、例えば近隣の避難所としては下里小学校、下里中学校とあるわけですがけれども、仮にここがいっぱいで手狭になるような状況になった場合等想定される場所については、関係市、特に過去の例でいうとやはり避難所等の活用という意味で言えば、西東京市や清瀬市はそのような考えはないという御見解、御答弁であったところでもありますので、東久留米市のほうとの連携具体化というのを進めていっていただきたい、この点は重ねて要望で終わりたいと思えます。

ガス化溶融については3点ございまして、1点目は、施政方針ではガス化溶融を進めていくという書き方でしたでしょうか、実際これは来年度におけるスケジュールはどうなるのか。固形燃料化、現在の施設、現在の処理方法での処理というのが直ちにできなくなるわけではないが、本年度からはガス化溶融として再利用いたしますと。4月1日からガス化溶融をやるという話なのかわかりませんが、10月1日なのか、どのくらいのスケジュールで検討されているのかということは確認をしたいと思えます。

2点目は、費用面で現行よりも安くなるという御説明だったように思いますが、1トン当たり幾らということで、現状は幾らでガス化溶融だと幾らと、比較がわかるようにもう一回御説明いただければなと思えます。

3点目は、現行の施設の老朽化ということが主な要因だということですがけれども、ある日突然老朽化するわけではもちろんないと思えますし、請け負って修理をしていただいている業者さんからは一定の情報提供というか、改修等が難しいよ、施設が老朽化しているよということは、一定程度担当のほうには寄せられていたんだらうとは思えます。それと同じような処理を別のところでやってもらうのか、今回のようにガス化溶融をすとかという検討をされてきたんだらうと思うのですが、議会側に対する情報提供という点でいうと昨年度、ちょうど1年前の施政方針では課題の指摘もされていませんでしたし、なかなか市議会のようにちょっと行って会派ごとに説明するというわけにもいかないのが現実問題としてはあるにしても、固形燃料化ではこういう課題があるということの情報提供、選

択肢としてはこれとこれですみたいな情報提供ということがあってもよかったのではないかなと。事業者側からの情報提供、老朽化して継続して引き受けられないという説明がどの辺のタイミングであったのか、今年度における検討はどうだったのか、その点はさらに確認をしたいと思います。

最後に、管理者ですが、私も量に比例しないということは申し上げました。確かにそうだと思います。当然課長の御答弁も管理者も承知の上で見解として述べられている、これも承知しております。一方で、市民から選ばれた市長が務めるべき管理者という仕事、管理者という立場で説明をする、あるいは答弁をするべき問題というのも実際あったと。そのところで答弁に立たれないということを問題にしているのですね。課長が答えるべき問題ももちろんあります。管理者として答えるべき問題、例えば私が長期包括委託の問題で指摘をしたのは、技術的な問題で契約をしていくと技術的な対応で課題を残すのではないかと。これは担当のほうからもマンネリ化という言葉で課題の一つとして挙げられているところですよ。これはもちろん担当とすれば努力をしますという答弁になるし、実際そういう答弁でした。管理者としてこの問題についてどう考えるのかと。この辺については管理者しか本来なら答弁できない問題でしたが、結局答弁されないままでありました。これは一例でありますけれども、私は管理者として答えるべき問題があったのではないかと、そういうことに関心を持たれていない、少なくとも主観的だと言われるかもしれませんが、熱意を持たれて取り組んでいるとは到底思えないように見受けられるので、今後はどうされるのか、今後も今までどおりやっていくのか、今後は認識を改めてやられていくのか、必要などころでは率先して手を挙げられるというふうになっていくのか、その点についてお聞きしているので、再度お願いいたします。

○資源推進課長（宮寺克己） ガス化溶融に関しましては平成29年4月当初から新しい業者、予算を御承認いただきましたら準備を進め、4月1日から処理を開始したいと考えております。それから単価でございますが、現在固形燃料でやっておりますが、トン当たり4万4,600円なんですけど、処理の方式が全くこれまでと違うということもございましてなかなか単純な比較が難しいんですけど、業者と折衝を行いまして4万4,500円ということで、トン当たり100円なんですけど、低い金額を計上させていただいております。

それから、業者からの話なんですけど、最初に工場の周りでだんだんそういうのができ始めましたという話を聞きましたのがたしか、私が資源推進課長になった平成27年の10月とか11月ですとか、そのころにそういうのが建ち始めていますというお話は伺いました。

ただ、当然そのときにはもう平成28年度の予算につきましては編成作業に入っておりますので、急に2月の議会に向けて新しい方法をとすることは事実上難しいこともございますので、平成28年度については何とか固形燃料をそのまま業者さんやってくださいということでお願いをした経過がございます。

ただ、平成28年度に入りまして、再度、恐らくたしか4月、5月ごろに向こうの担当の方がまたお見えになったのですが、そのときにもう一度よくよく話を聞きますと、やはり将来的にその場所で固形燃料の事業をずっとやるというのは少し難しいというお話を伺いました。そういうこともございましたので、タイミング的には平成28年度は引き続き固形燃料を行うということでございまして、次ではどうするかというのはその時点でははっきりした方向がまだ決まっていなかったもので、いわゆる施政方針にこういうことで考えているということは書けなくても、何らかの機会がありましたらそういうことも情報提供に努めるべきであったのかと今は考えております。

○管理者（並木克巳） 関心の度合いという部分で問われておりますが、答弁は先ほどお答えさせていただいたとおりであります。大切なのは丁寧にどのようにお答えしていくかということでありまして、それに関しましては組織としてやはりそのような丁寧な対応、丁寧な答弁ということに努力していきたいと思っております。

○3番（村山順次郎） まず、ガス化溶融の関係ですが、単価は安くなるというよりはあまり変わらないという、値上がりではないというイメージで受け取りました。スケジュールは4月1日からということで、私の立場からすればかなり急な話と言わざるを得ないかなと。昨年の施政方針に書けなかったというのは御説明でわかりますが、例えば昨年は別の目的ではありますが、全員協議会が7月に持たれたりとか、定例会ももちろんやっておりますし、ペーパーで出させていただいてもお手紙の形で出させていただいてもよかったと思いますし、処理方法の変更というのは是非はともかくとして非常に大きな話だと思います。そういう意味では、その点は課題だったかなと。予算審議の中で他の議員からもあるかと思いますが、私は進め方としては課題を残すやり方だったかなということは指摘をしたいと思っております。

それで、管理者のお話ですが、やはり組織としてというふうにお答えになられていて、2回目の再質問の際は、管理者として答えるべき場合がある、実際あった、今後はどうされるんですかということでお聞きをすると、丁寧な説明とおっしゃるが、組織としてとかとおっしゃる。私はそれでは不十分だということは指摘をしておりますし、その点はよく

留意をして、答弁の中身についていいとか悪いとかということの以前に、管理者に御答弁をお願いしますと言われないと御答弁に立たれないというふうに、私が会議録を読む限りでは、特に長期包括委託に関係してはそういうお立場というか姿勢、考え方だったように見受けるので指摘をしております。今後も議論があると思いますが、具体的などころの議論の中で、当然定例会の前には予算等も含めて相談もされていると思いますし、副管理者と意見交換を重ねてこの場に臨んでいらっしゃるのだと思いますから、その点で市民から選ばれた市長としてやられている管理者として役割を果たしていただきたい。現状では不十分だということを指摘しておりますので、その点もう一度御答弁いただきたいと思います。答弁が変わらないというのでは私は不十分だと思いますので、改めて御答弁を求めて終わります。

○議長（渋谷けいし） 1点目は御意見でよろしいですか。

○3番（村山順次郎） はい。

○議長（渋谷けいし） 1点だけです。

○管理者（並木克巳） 御理解いただきたいのですが、議会の皆様に対する丁寧な答弁、説明というものに努めていくことが大きな課題だということは申し述べさせていただきました。答えるのは全て私なのかという部分においては、これはやはり先ほど御説明させていただきました組織でも運営しておりますし、そのような部分ではより丁寧に、より適切にという部分においては、場面場面で答弁者がかわってくるという部分は、これはぜひ御理解を賜りたいと思っておりますし、ただ、議会の皆様に丁寧に答弁をしていくという課題という部分に関しましては、引き続き努めてまいりたいということでありますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（渋谷けいし） 議員の皆様、理事者側、管理者側の皆様をお願いいたしますが、質疑・答弁は簡潔をお願いいたします。

続けて、質疑ございますか。

○2番（関根光浩） それでは簡潔に、施政方針の中から何点か質問させていただきます。

初めに、施政方針の冒頭と申しますか、国における平成29年度環境省重点施策ということで、地球温暖化に係るパリ協定が昨年採択されたこと、それに基づきまして着実な実施ということで、組合といたしてもこの地球温暖化対策の推進も視野に入れ節電するとともに、効率的な発電を行うということですが、この辺につきましての具体的な平成29年度の取り組みとしてありましたら教えていただきたいということが1点。

2点目としましては、水銀含有廃棄物混入対策の関係ですが、本日も対策の委員会の間報告を出していただきました。委員の皆様、また関係者の皆様には大変敬意と感謝を申し上げますところですが、議論も大分進んでおります。今回の施政方針の中でも、水銀連続測定装置の購入ですとか、管理体制の改善についての予算なんかもついておりますが、その中で家庭で退蔵されている水銀体温計や水銀血圧計、関係3市と連携し回収システムを検討いたしますということではありますが、これについては平成29年度というのは検討だけに終わってしまうのか、それとも体制を整えば実施もされていくのかということをお伺いしたいと思います。

3点目ですが、関係市との人事交流ということにつきまして、これについては平成10年度から人事交流を行っているということで、ただ職員数が減少しているので、清瀬市、西東京市への交流は見合せているというのは昨年も施政方針の中にありましたが、この辺につきまして東久留米市とは引き続き人事交流を行っているということではありますが、これについては今後の見通し、どうしていくのかということをお伺いしたいと思います。

最後、4点目ですが、クリーンポートの可燃ごみの処理、焼却量、また不燃ごみや資源物の処理につきましても、関係市の搬入計画に基づいての年間の当初計画量としては減ということを見込まれておりますが、例えば東久留米市においては平成29年度7月にごみが有料化をしましてありますが、これについては駆け込みの排出も起こってくると思いますが、その辺について柳泉園にとっての影響というのはあるのかどうかという部分で質問させていただきます。

以上4点お願いいたします。

○技術課長（佐藤元昭） 順番が少し異なりますが、水銀の関係で、家庭に退蔵している水銀の対策ということですが、こちらは現在3市において予算計上していただいているようですので、その3市の予算が通りましたら3市と柳泉園組合とで適切な時期等を協議しながら一斉にやっというところでお話が3市の中で進んでいるようですので、その中に柳泉園組合も加わって、より効果的な回収ができればと考えております。

また、地球温暖化の関係ですが、効率的な発電ということで柳泉園組合では対応しているところではございます。具体的なものといたしましては、蒸発量の設定ですとか、季節、曜日等でごみを細かく調整し、タービン発電の設定を行うことによって地球温暖化対策ということで取り組んでまいっている次第でございます。

○総務課長（新井謙二） それでは、関係市の人事交流についてでございます。

今後でございますが、先ほど議員からもご指摘のとおり、職員数が随分減っております。現在、職員数が35人でございますが、そのうち運転係が14名、また各施設を担当しております業務などの職員がございます。現在、事務的にやっております職員といたしましては、人事交流にまだ行っていない職員というのは2名ほどおります。平成26年度に採用された者と、あと、経験年数が10年以上の者の2名が残っております。現在、東久留米市におきましては3年の交流でございますので、来年度が3年目となりますので、平成30年度以降につきましてまたこの2名のうちから1名を選任して、東久留米市とは引き続き人事交流は行っていきたいと現在は考えています。

○技術課長（佐藤元昭） 東久留米市がごみの有料化をするに当たって、ごみ量が減ることですが、関係3市からそれぞれ予算をつくるに当たってごみの予測量、搬入予定量というものをいただいております。そこで、東久留米市においては、やはり搬入予測量がかなり減っている状況でございます。東久留米市から出されている量ですと、年間1,483トンごみが減るといふ計画をいただいております。そのごみ量減少に伴いまして、柳泉園組合といたしましては先ほど述べたようなことで蒸発量の設定を季節や曜日等で細かく調整させていただいて、効率的な発電をしていこうと考えているところでございます。

○議長（渋谷けいし） 今の関根議員からの質問は、駆け込みでふえるのではないかという質問でしたが、答弁は大丈夫ですか。

○技術課長（佐藤元昭） たびたびすみません。駆け込みでふえることは想定されます。やはり有料化が始まる前に可燃ごみ、不燃ごみ、それにつられて粗大ごみ等、家のものを有料化になる前に処理していこうということは想定されます。その辺の想定をされての東久留米市の搬入予測量と考えておりますが、駆け込みは十分考えられることだとは認識しております。

○2番（関根光浩） 御答弁ありがとうございます。

温暖化対策の推進に向けての節電または効率的な発電ということで御答弁いただきましたが、蒸発量の設定ですとかそういうことも行っているということではありますが、こちらについて節電にしても発電にしても目標値というものがあるのかどうかということも1点お伺いしておきたいと思っております。

次の、家庭で退蔵されている水銀の体温計とか血圧計、これの回収、3市との連携という点ですが、進めていくということではあるんですが、それができれば早く進んでいくほうがいいのかと思ひましての質問だったのですが、これについて体制を整えば平成29

年度中の実施ということも十分あり得るということも、関係3市では予算も計上されている旨の話もあったので、そうなのかなと思ったところでもあります。実際に家庭に退蔵されていたものの回収ということに関しましては、委員会の中でも武林教授のお話としては、一度きりではなくて長期にわたって市民の皆さんに協力いただける体制というものも構築していくべきだというお話もありましたので、このようなことも含めてしっかりと体制を整えていっていただければと思います。要望としておきたいと思います。

人事交流につきましては、東久留米市とは引き続きということも今後もあるということなのですが、清瀬市、西東京市への交流の見合せというものは今後も続いていくということなんでしょうか。今回、長期包括委託を進めていく中では職員数もさらに減っていくということも考えられるところでもありますし、この人事交流については施政方針の中でも関係市との疎通を図ることは極めて重要であるとされておりますので、そちらのほうの見通しについて一度御答弁いただければと思いますが、よろしく願いをいたします。

あと、東久留米市で有料化していく中での駆け込み排出、ふえることは想定されるが、柳泉園としては影響は特にはないということでもありますので、その点は了解をいたしました。2点について再質問をお願いいたします。

○助役（森田浩） まず1点目の水銀の製品の回収につきましては、委員会の中でも非常に効果があるということで、各モデル事業として実施されているというところ、団体の状況も検討委員会の中でいろいろお話をされております。そういう中にありまして、3市でいろいろそのモデル事業を踏まえまして実施していくという方向性が出ておりますから、柳泉園としてどういう役割ができるのかということをもた柳泉園としては内部的に検討し、3市と協議して全面的にいろいろな形で協力していきたいと考えております。

それから、人事交流につきましては、今後長期包括の事業が順調に進んだ場合に、来年、平成29年度あたりからいろいろと組織改正を内部的に考えております。長期包括でいろいろな効率的な組織にしていかなければいけないということもありますから、その辺を踏まえた組織改正も定員適正化計画の中で含めて考えております。その辺で職員を適正な配置ということも考える中で、人事交流がいかにかできるかということを含めて考えて、なるべく促進はさせていきたいと考えております。

○技術課長（佐藤元昭） 節電の目標値ということで御質問があったかと思うのですが、特に設けてはございません。ただ、数年前から管理職が対応いたしまして、適切なエアコンの温度設定にされているかどうか、あと、不必要な電灯等の点灯がないかどうかという

ことを各施設パトロールして回っております。それも当初は毎日やっていたものが、やはり行き届いてきたことにより週一に変わり、現状は月一回点検をして、適切に節電されているかどうかという確認を行っているということでございます。

○2番（関根光浩） 節電については特に目標を設けていないけれども、点検をしっかりしていつているということで、とはいってもやはり目標がないことにはそのような形での目に見えるものがないと思いますので、その辺も検討いただければということで要望しておきたいと思います。

あと、人事交流に関しましては、長期包括も含めた組織改正の中で効果的に行っていくということでありますので、この辺もしっかり進めていただければと思います。

○6番（桐山ひとみ） それでは、施政方針のほうからと、行政報告の中から御質問させていただきます。

まず最初に、施政方針を読ませていただいて、今も管理者から御答弁があったところでございますけれども、この1年を振り返りますと、先ほども村山議員からもありましたように、大きな転換期だったのかなと思っています。もちろん長期包括委託の契約の関係、それから水銀混入問題があって検討委員会が立ち上がったという件ですとか、あとは頻繁に起こりました粗大ごみ施設の爆発事故ですとか、さまざまな課題が急激に、振り返りますとこの1年、大きな出来事が多かったのかなと思っています。もちろんそれらを踏まえて、やはり対策もきちんとなされていかれるという中で、評価をする点も見受けられておりますので、今後、引き続き柳泉園、そして組合議会におきましても、しっかりとした情報の提供というものを欠かさず議会側にもぜひ丁寧をお願いしたいと、こちらは先に要望しておきたいと思います。

それらを受けまして、この場でせっかくなので管理者及び副管理者、それぞれ柳泉園におきましての評価と、あるいは今後の課題というものをもちでしたら、ぜひ御答弁をいただきたいと思います。

それから、施政方針の一番最後のところに、今後の組合の運営に当たってはというところで、クリーンポートの運転管理等々はこれから長期包括に入っていきますが、それぞれ不燃・粗大ごみ施設、リサイクルセンター、し尿処理施設、厚生施設の業務の見直し並びに改善を図っていく、費用対効果を精査した上で施設運営に努めてまいるということですが、この業務の見直しというものを今後検討されていくのかどうなのか。そのあたりについては先ほども固形燃料化がガス化溶解に変更されるということで唐突に出てきた

という問題もありました関係から、このような今後の業務の見直し等も含めた流れの中で、やはりそのような検討をされていくのであれば、その都度御報告をいただきたいなと思っているのですが、そのあたりについてはどのようなお考えを今の段階でお持ちなのかということをお伺いしたいと思います。

それから、行政報告の中の19ページの厚生施設についてですけれども、こちらは毎回トータルの人数ということでお示しをいただいています。これは3市おのこの人数というものは出せるものなのかどうか、今、口頭ですと例えば東久留米市で、清瀬市で、西東京市の市民の方の大体何割が、どの程度の人数が使っているのか、そのあたりもわかりましたらぜひ教えていただきたいなと思います。

○議長（渋谷けいし） 今の2問目ですけれども、結構全般的なお話のようにお伺いしましたけれども、全般的ということよろしいですか。

○6番（桐山ひとみ） はい。全体的で結構です、2個目は細くなるので

○議長（渋谷けいし） よろしいですか。はい、わかりました。

○管理者（並木克巳） 管理者としての柳泉園組合の運営に関する課題ということでございます。先ほど、大変大きな課題を抱えている中でいろんな対処をさせていただきまして、またそのような部分に関しても一定の評価をいただいたことには感謝を申し上げたいと思っております。

まず、柳泉園組合の存在意義という部分において、やはり中間処理施設として本当に安定操業するということが大変大きな課題でありますので、先ほどからこの施政方針の中でも各施設が老朽化しているというお話もさせていただきました。そのような中で安定的に持続的に仕事を全うしていくと、そのような体制づくりにしっかりと取り組んでいくことは大切であると思っておりますし、さまざまな財政的な制約というものもございますので、まずそのような費用面においても踏まえて、安定的に操業していく努力をしていくこととあります。また、そのためには近隣住民を含めて御理解というものはなくてはならない部分でありますので、引き続き近隣の皆様、また市民の皆様にこのような施設の重要性、また丁寧な運営の説明をさせていただきながら理解を継続させていただくということが必要だと思っております。そのような意味において、柳泉園組合の職務といえますか、機能をしっかりと発揮して、関係します3市の市民の皆様のゴミ処理という部分で努力をしていくことが大切だと思っております。

○助役（森田浩） 業務の見直しの一環として、お話の中で先ほどからガス化溶解の件で

御質問がございいますが、柳泉園組合に与えられております最大の課題といたしますのは、例えば不燃物再利用を考えた場合、埋め立てを行わないということがまず第一の課題でございます。それは3市の負担金の増に、3市の支出の増にも影響してきますから、いかに全ての不燃物を再利用していくかということで、その中でその手段として固形燃料化するか、またガス化溶解するかということは、これは方法の違いだけであって、柳泉園に求められておりますのは先ほどもお話しさせていただいたとおり、埋め立てをしないということが最大求められておりますから、そこは議会を軽視しているとかそういうことではなくて、目的は何ら変わらないということの立場に立って、柳泉園としては処理方法を変えたということでございますので、どうか御理解いただきたいと思っております。

また、施政方針の中で最後に、不燃・粗大ごみ処理施設とカリサイクルセンター、し尿処理施設等の業務の見直しとか、いろいろ今後の課題として掲げておりますが、例えばし尿処理施設につきましても、し尿が非常に年々減少してきている。そういう中であって、現在の処理方法でいいのかということで、これは東京都ともよくその都度協議させていただいて、希釈してそのまま放流できないかということも今、再三調整はさせていただいて、なるべく効率的な中で処理し、経費の節減も図っていききたいということも含めて今やっているところでございます。

また、今後の一番の大きな柳泉園の課題としましては、粗大ごみ処理施設、リサイクルセンターの改修をどうしていくかということなんですが、これにつきましても今回東久留米市でごみの有料化が図られて、どのような形でごみの搬入が安定していくかということが今後わかってきますから、その辺を踏まえまして組織の規模とか施設の規模とかが決まってくるから、その辺を踏まえまして今後改修計画を3市とも調整しながら進めたいと思っておりますので、できるところから実施していききたいと思っております。

○施設管理課長（千葉善一） 厚生施設の利用者の状況でございます。

こちらの表にはある程度共用されている部分もあるんですが、基本的には室内プール、浴場施設につきましては個人券で購入いただいております。実際にはその中で何市が多いのかというのは把握が難しい状況ではございますが、感覚的な意見では申し上げにくいのですが、やはり地元ということで東久留米市、また東村山市も近いものですので東村山市、そういう順番になっているのではないかと推測はされます。また、野球場、テニスコートにつきましては、申請書を当然記入していただきますので、その段階で市別がわかります。ただ、清瀬市につきましては野球場がございまして、比較的少ないようでございます。

西東京市も大きいものがございますので、比較的利用者数は少なく、東久留米市がダントツで多いという状況でございます。

また、そのようなことも含めまして、今後利用者数の増加を検討するということでは、何市が多いのか少ないのか、そのようなことも十分調査が必要であるということは当然認識はしております。

○6番（桐山ひとみ） 副管理者にも御答弁をいただくように申し上げました。

○議長（渋谷けいし） 同じでよろしいですか。

○6番（桐山ひとみ） それぞれにと言いましたでしょう。この機会でもないとなかなかお声を聞けないので。

○副管理者（丸山浩一） 20万市民という中での中間処理をこの柳泉園というところをお願いをさせていただいております西東京市としては、本当にそういう意味ではこの運営業務、それからまた特に平成27年の9月1日、あの事故が起きて以後の処理、その後の対応に対しても我が市のほうにも情報提供していただきながらの共同作業をさせていただいていることに感謝します。

また、長期包括に関しましても、昨年8月の議会にも参加してその協議をさせていただきました。そしてまた、事前に管理者会議でその辺の情報提供をしていただいておりますので、情報共有しながら今後も柳泉園が適切に機能して進んでいただくことを本当に期待しております。

○副管理者（渋谷金太郎） 私の思いは、この雑木林にあります。ダイオキシン類はもう分解できるんです。大村智教授が微生物から力をかりた、微生物から学んだ、このことによって光合成細菌はないだとか、そういうバッシングはもうなくなっただろうと。エフェクティブ・マイクロオーガニスムス、EM菌です。琉球大学の比嘉先生が開発したんですね。私はもうそれに20年ぐらい前から取り組んでいましたから。こんな立場になったので現場から離されたりしましたが、自分でやっていたから。ここの雑木林を清瀬市のボランティアと一緒に再び任せてもらおうと思っています。活性液は私が何回も飲んで、私自身の体で実験しており、完全に安全です。なぜダイオキシン類を分解するかというと、ダイオキシン類の構造が木の繊維と似ていて、木を分解させる微生物が当然いるから、ダイオキシン類の形、木の繊維とダイオキシン類が似ているからダイオキシン類が分解してしまう。そういう理論的な説明です。まずはそこら辺をしっかりやってみたいと思っています。

あとは生ごみですね。ちゃんとリサイクルできるように。ただ、リサイクルしたものを
持っていく畑があるかどうかとか、においの問題とかあるんですけども、芽が出そうな
ところにまいてみようと思います。

○6番（桐山ひとみ） それぞれの管理者、副管理者、御答弁いただきましてありがとう
ございました。

並木管理者がおっしゃったように、中間処理施設の役割ということで、今後もやはりそ
れぞれの構成3市の財政的な制約ということがある中で、今回長期包括委託をする中で、
負担金をできるだけ最小限に抑えていくという大きな決断をされている中で、15年とい
う長いスパンの中で、賛否両論いろいろあります。訴訟に発展することも今、先ほど助役
からも御報告があったところではございますけれども、そのような財政的な制約がある中
で、できる限り安定的に稼働させていくということがこの中間処理施設、柳泉園に求めら
れてくることかなと思っておりますので、それらにつきましては3市協力しながらこれか
らも進んでいきたいと思えますし、私も議会の選出議員としてもさまざまなことをチェッ
クをさせていただいたり、発言させていただきますが、それらについても今後ともよろし
くお願いをいたしたいと思えます。

それから、先ほど助役から、固形燃料とガス化溶融の関係ですけれども、これの変更につ
いてけしからぬと言っているわけではございませんで、基本的な姿勢としては埋め立て
を行わないということは私も認識をしておりますし、これまでも徹底をしてやっていただ
いているリサイクルだと思っております。その中で指摘といいますか、村山議員とのやり
とりを聞いている中で、これまで検討もされ、業者が老朽化もあって今後継続は厳しいん
だよということのお話になされていく中で、多少変更が内容というよりも一応固形燃料か
らガス化、業者も変わるわけだから、そのようなところの流れというものが事前にお話
があるようでしたら、今後将来的にはそういう可能性もあるよということを報告いただけれ
ばよかったかなという程度でございますので、けしからぬと言って報告がないよと私は
怒っているわけではございませんので、その点についてはまた予算にも出ていると思いま
すので、そちらのほうにまた回していきたいと思えますので、よろしく申し上げます。

それから、今後の課題ということで、し尿処理施設等さまざま、粗大ごみ処理施設の老
朽化に対して今後どうしていくかとかという問題があるという中で、これも引き続き費用
がかかってくる問題ですので、これもできるだけ情報提供をお願いしながら、みんなで知
恵を出し合いながら、この課題がクリアできるようになればいいかなと思っておりますの

で、そのあたりについても今後ぜひよろしくお願ひしたいなと思っております。

最後に、行政報告の中の厚生施設なんですけれども、今回料金改定とかも出ております関係もあったと思うのですが、個人で利用されている方も含めて一度アンケート調査とか、どのぐらいの範囲の方、やはりすごく多分近隣の身近な近い方が来られて、利用しやすいだろうと思いますし、そのような傾向がわかると私たちが資料として、また提案する側としてもこのようなやり方のほうがいいのではないかというのも出てくるのではないかと思っておりますので、できるだけどこかの機会でもたそのようなアンケート調査などの機会をぜひお願ひしたいなと思います。

それから、関根議員からもおっしゃっていましたが、私も施政方針の1ページ目の節電の件なんですけど、これもやはり節電をするといえば普通だったらみんな何か電気がついていたら消そうとかってあると思うのですが、柳泉園って大きい施設であって、節電をすることによってどれぐらいの負担が軽減されるのか、また経費が軽減されるのかというのがやはり目に見えてわかるほうがいいと思いますので、こちらのほうもぜひ目標値を設定して努力をするということを実行していただきたいと私からもお願ひしておきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（渋谷けいし） 全て御意見、御要望で承りました。

ほかにございますか。

○4番（後藤ゆう子） それでは、施政方針から2点と行政報告から1点させていただきます。

施政方針1ページの下の方ですが、負担金を抑制するために歳出経費の削減と負担金以外の歳入確保に努めることが必要でありますというところで、よく私が市民の皆さんから言われるのが、ごみが減っているのだから負担金は減るでしょうと言われるんですけども、実際にごみが減ることによって発電量が減ったり、助然のための燃料がふえたりとごみの減少以外にかかる費用があると思うのですが、発電量がわかるような資料というものもあれば市民の皆さんにもお示しできるので、そのような資料、燃料まで載せるのは少し現実ではないと思うのですが、発電量をこのような資料で載せることができるのかという、この点は1点だけお尋ねいたします。

それから、施政方針の次のページ、水銀のところですね。以前質問させていただいた乾電池のドラム缶にふたがついて鍵がついたとか、蛍光灯のところに門扉がついたというところで安全対策がなされたという点を評価させていただきます。それで、水銀に関する水

俣条約はまだ発効していないんですけれども、批准していて法律がさまざまできていると思うんですけれども、中間処理施設に新たに課せられる法律みたいなものがあるのかなのかというところを1つと、もう1つ、この携帯型の水銀連続測定装置というもの、これがどのようなものか補足の説明をお願いいたします。

最後、行政報告の中で、さまざまなごみが減る中で粗大ごみだけがこのところいつも増加しています。爆発事故が多い中で、この粗大ごみがふえている原因、粗大ごみといっても、たんすみたいな大きいものから小型家電ではないけども小さ目のものとかいろいろあると思うんですけれども、粗大ごみの増加の理由であるとか傾向みたいなものをわかる範囲で教えていただきたいと思います。

以上3点、お願いいたします。

○技術課長（佐藤元昭） 発電量の資料ということですが、月報等から出せるかとは思いますが、焼却炉数の関係で数字がひとり歩きしてしまうのではないかという懸念はございます。例えば、めったにないんですが、1炉運転、通常は2炉運転、定期点検整備補修ですとか年末年始でごみが多いときは3炉運転ということでの上下がございまして、その辺をごらんになった方がどういうふうに思うかというところがございまして、出すことは可能かとは思っております。

それと、水銀の測定器の関係なんですが、本日お配りしております中間報告書をごらんいただけますでしょうか。そちらの12ページをごらんいただければと思います。

こちらは簡易型の携帯型の測定器でございまして、例えば腰にぶら下げて測定器を収集車両のごみのほうに突っ込むと、水銀が揮発している状態であれば感知できるというものです。ただし、水銀体温計ですとか血圧計が壊れていない場合は感知できませんので、わからないというものでございます。ただ、これを使うことによって、いつでも搬入車両について測定することができるため、抑止効果はかなり高いものがあると思っております。

○資源推進課長（宮寺克己） 粗大ごみの搬入量増でございまして、行政報告の6ページの表の4-4に粗大ごみの搬入状況がございまして、ごらんいただきますと粗大ごみ全体で今回3カ月で119トンほど、昨年の同期で87トン、約32トン増加でございまして。もう少し細かくこの内訳にそれぞれの月、公車、私車とございまして。公車は公の車ということで、これは市役所に市民の方から収集に来てくださいということで、おうちの敷地内とかに置かれてシールを張って、それを市の車が集めて柳泉園に持っていくと。私車といたしますのは、市民の方が柳泉園にお問い合わせをいただいて、10キロ380円なんですけど、

手数料をお支払いいただき、柳泉園に直接持ってくる粗大ごみでございます。

ここ何回か過去にも御質問いただきまして、よくよく見ますとどちらかというこの私車の粗大ごみのほうがふえ方が大きいと。今回は公車も私車もふえているのですが、公車が前回に比べて26%ほどふえているのに対し、私車はこの3カ月で比較しますと56%ほどふえております。直接お持ち込みの方が現状としてはふえているということはございます。ただ、これがなぜかというところにつきましては、季節的なことというところ何回もこういう状況が続いておりますので、あまり季節的なこともそんなには言えないのかと思うのですが、はっきりとした理由は実際にはつかみかねているところでございます。たまたま平成28年度はそういう傾向がかなり強かったものですから、そういうごみを出す機会が多かったのかと推測するぐらいなんです、傾向としては直接持ち込みがふえているということはございます。

○技術課長（佐藤元昭） 水俣条約が締結された場合の影響でございます。

水俣条約は50カ国目の締結の日の後、90日目に効果が発生するとされております。ですので、平成28年10月1日現在では32カ国が締結されておりますので、まだ目標の50カ国には達しておりません。ただし、EUが加盟するとかなりの国数があるため、水俣条約の効力が発生すると思われておまして、平成30年4月1日施行予定ということになっております。それが整いますと、大気汚染防止法が改正されておりますが、水俣条約が締結されていない関係で効力はまだ発揮しておりません。水俣条約が50カ国になりますと、この改正大気汚染防止法というものが効力を発揮いたしまして、中間報告書の一番最後のページをごらんいただけるでしょうか。こちらに比較が出てございまして、例えば規制ですとか基準値、一番上ですが、柳泉園組合は自主規制値といたしまして0.05 mg/m³Nということで決めました。改正大気汚染防止法が施行されますと、既設の炉に対しては柳泉園組合の自主規制値と同じ数値でございますが、新たな施設に関しましては0.03という既設の炉よりも厳しい規制がなされます。

また、測定方法なんです、柳泉園組合はガス状の水銀を連続測定ということで測定しておりますが、改正大気汚染防止法では全水銀をはかりなさいということをおっしゃいます。また、その測定方法ですが、先ほども申したとおり、柳泉園組合は連続測定をしておりますが、改正大気汚染防止法の中ではバッチ測定をなさいということをおっしゃいます。そのバッチ測定というのは、煙道から排ガスを採取し分析するということになりまして、柳泉園組合ですと年に2回測定することとなります。そのことにつきましては、その

下の段、測定のタイミングというところが出てきます。現状、柳泉園組合は連続測定器がついているため、常時測定し監視をしているということですが、改正されると6カ月を超えない範囲でバッチによる分析をなさいたいということになります。

また、その下の段ですが、規制基準を超えた場合の対応ということで、柳泉園組合といたしましては自主規制値を2時間連続で超過した場合は焼却炉を停止し、関係市等へ連絡ということに現状なっておりますが、改正された場合には焼却炉を停止しろということは言っておりません。最低3回以上の再測定を実施し、それでも超過する場合は都道府県に連絡し、再発防止措置をとることとうたわれております。

ですので、改正大気汚染防止法が効力を発したとしても、現状柳泉園が定めている自主規制値は、柳泉園組合の対応は法律よりも厳しいものとなっていると思っております。

○4番（後藤ゆう子） ありがとうございます。

最初の発電量はわかりました。確かに数字がひとり歩きするという状況もあるんだと思うのですが、予算書の歳入、売り払い量とかの変化を見るときに、やはり発電量というのは気になりますので、半年か1年と大きな範囲で載せられるのであれば資料の記載をお願いしたい。これは答弁をください。

2つ目の水銀の件はよくわかりました、計器。ただ、割れて壊れていないと検知できないというところが仕方がないとはいえ、このようなものが抑止力になるというのはよくわかりましたので、これも評価したいと思います。

最後の粗大ごみの多いというのが、原因まではわからないという、確かにわかりようがないのかなと思うのですが、本当に最近終活といって身の回りの荷物をどんどん整理していくみたいなのがテレビだったり雑誌だったり書籍で出ていますので、こうやって処分していくのがふえるのかなと思うのですが、がさっと捨てられるときに小さな体温計とかがまざらないように、ぜひとも水銀の含有製品の短期集中の回収のほうを、これは各市も予算立てしているということですので、これは市に帰ってももう一度早くできるように要望しますが、予算が通った後は速やかに検討されて、なるべく早く回収ができるようにというのを要望して終わります。1つ答弁お願いします。

○技術課長（佐藤元昭） 発電量の関係ですが、こちらは1年に一度、年間のをりゅうせんえんニュースに載せてございますので、それでよければそちらをごらんになっていただければと思います。また、何らかの行政報告等を出してほしいのであれば、その辺は対応を考えさせていただければと思います。

それと、1つ答弁が漏れておりまして、水俣条約の関係なんですけど、もう1つの法律がございまして、水銀による環境の汚染の防止に関する法律というのがあります。こちらは水俣条約の効力が生じる日から施行されるものなんですけど、その中で市町村の役目ですとか事業者の役目ですとか、そのようなことが記載されております。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

○8番（小西みか） それでは、ここでは2点、施政方針のほうから質問させていただきます。

まず1点目は、先ほどから御質問のあります水銀の連続測定装置の件ですが、先ほどの御説明で抑止効果があるというお話でしたけれども、実際に検出された場合はどのように対応されるということになるのか、その辺をもう少し具体的に御説明いただけたらと思います。

それと、水銀の検討委員会の中では、今回は雨水に関する対策でドラム缶のふたをロックしということで、雨水にまざらないようにという対応ということだと思いますけれども、排水されて雨水という形で流れるということに対しては、これ以外にはどのような対応が可能性として考えられるのでしょうか。

それと、人員についてです。今後も将来的において安定した組織を維持するためにということで、数年に1名採用しておりますという御説明もございましたけれども、現在のこの予算書の一番最後のほうにつけていただいております人員体制、今全部で35名という中での、総務課が7名とか、施設管理課3名、技術課21名、資源推進課4名ということになっておりますが、まず技術課がこれから多分人員としては減らされていく方向になるのかと思いますけれども、現在の人員体制と、あと今後この長期包括がされることによってどのようにこちらの人員が減少というか、していく予定でお考えなのかということをお説明いただけたらと思います。

○技術課長（佐藤元昭） 1点目の水銀が検出された場合の対応ということですが、水銀が検出されたごみを受け入れることはできませんので、そちらについてはお持ち帰りいただくこととなります。それで、適正に水銀に関するものを処理された場合、そのごみについて受け付けることは可能かと思いますが、再度測定させていただいて、何ら問題がなければ柳泉園組合として受け入れるということになるろうかと思っております。その辺はやはり細かいことは関係3市とも協議し、確認していかなければいけないことだとは感じているところがございますが、現在そこまでのお話はないということでございます。

○資源推進課長（宮寺克己） 水銀含有廃棄物の保管ですが、現在ドラム缶はふたをしてロックをして封印をしてあかないような状態、雨水もまざらないようになっております。蛍光管につきましても、今までは開けているところに置いてあったのですが、それを今回、コンクリートで囲まれた既設のヤードがあるんですが、そこに門扉をつけましてそちらに移動すると。蛍光管の保管容器につきましても、ふたを購入いたしまして雨の浸入を防ぐと。あまりにも大雨とか台風なんかはあらかじめわかるような状況でございますと、例えば下にパレットという樹脂ですとか木でできた置き台を置いて地面から浮かせるとか、保管容器にはふたをしてありますが、さらにブルーシートをかけるなどして雨水が直接かからないような状態にして、中のものに影響がないようなという対策を今のところ考えているところでございます。

○総務課長（新井謙二） 人員配置計画の件でございますが、具体的に平成29年度の技術課の職員でございますが、現在21名、課長を除きますと20名になりまして、そのうち14名が運転員でございます。残りが6名でございます。6名の内訳でございますが、クリーンポート、施設関係の整備を担当している者が3名でございます。あと、管理係で3名でございます。長期包括が始まりますと、今までの委託契約とか工事の交渉とかそのような関係が随分減ってまいります。ただ、平成29年度におきましては6月まででございますので、7月以降は随分減ってきます。例年、年度初めにそのような契約関係が多くなっておりますので、平成29年度はそれほど影響はないのかなと思っておりますが、平成30年度におきましては4月から長期包括ですので、そのような関係の事務は大幅に減ると考えてございます。また、それに伴って契約担当、総務課のほうでございますが、総務のそのような事務量についても契約関係が減になるということでございます。

具体的にということになりますと、平成29年度中には検討しなければならないところでございますが、技術課の管理係の事務として大幅に減りますが、整備係の担当といたしましてやはり大規模改修のそのような検証をしなければならないということで、7月以降やってみないとわからない部分も出てくるのかなと思っております。ただ、長期包括委託をしたからといって、整備係の人数がふえるとか、そのようなことはないと考えてございます。先ほど助役からも組織改正ということがございましたので、平成29年度中にそのようなことを見直したいと考えてございます。

○8番（小西みか） ありがとうございます。

水銀の関係ですけれども、これは実際に発生した場合に具体的にどういう対処をするの

かというのは、もう既にその中で発生をしているわけですから、具体的な手続というんでしょうか、そのあたりは3市で共通してきちんと行えるような、そうした手順を確立した上で行っていただかないといけないことなのかなと思いますので、これはそうしたことをお願いしたいということで終わりにします。

雨水の対応ですけれども、パレットとかブルーシートということで、雨水が浸入しないということはそれでカバーできるのかと思うのですが、これは破損ということでの雨水への流入ということでの対応にもこれが対応という形になるのかどうかをもう一度御答弁をいただきたいと思います。

それと、人員体制についてですが、これから平成29年度に検討されるということで御説明もございましたけれども、具体的にこれから運転のところも委託をしていくということになると思います。その場合には恐らく今14名いるという方たちが大分減っていくということになるのではないかなと想像はつくわけですけれども、将来においても安定した組織を維持するという、これは運転や大規模改修といったあたりをきちんと管理していくという点ではとても重要なことだと思いますけれども、ここについてはどのような考え方でこれから、要は、費用を減らすということは人を減らすということにももちろん直結いたしますので、そうしたところを担保しつつ、人を減らしていくという、その辺の考え方について管理者から御説明をいただけたらと思います。

○管理者（並木克巳） 人員体制ということであります。

まず、大きな課題といいますと、この柳泉園組合というものを安定的にどのように持続させるかということであります。今回は長期包括運営契約という形で、15年という形でやらせていただいておりますが、柳泉園組合の事務的な事業というのは同時にそちらも安定していかなければいけない。また議員の皆様からも管理体制等に関しましてもいろいろと御指摘等もいただいているところでありますので、大きな課題といいますと持続を安定的にさせていく、また財源的な制約がありますから、いかにそこを最小限のコストに抑えていくかという視点は大切だと思っておりますので、そのような管理体制等も含めて持続できる体制の中でいかに人員体制、少数精鋭化していけるかというのは、これは大きな課題だと思っておりますので、そのような視点を持ちながら人員体制というのは検討していく必要があると思っておりますし、先ほど助役からもお話がありました、今後そのような長期的なことも踏まえて人員体制の考え方というものはまとめていきたいということあります。先ほど議員がおっしゃられております全部運営を委託していくと、やはりその部

分の数というのは減っていく見通しではありますが、管理をしていく、またこちら側としてそれが適正に行われているかということも踏まえて体制というものを見ていかなくてはいけないということもありますので、そのようなことも含めて体制の方向性というものは検討していく形になると思っております。

○資源推進課長（宮寺克己） 割れた蛍光管なんかですと、普通の保管容器ではなく、ドラム缶の中に入れて、それはもちろん乾電池とは別のドラム缶ですが、ふたをして、もちろん封印等、ロック等いたしまして、それで最初から屋根がついているというところがございまして、そちらに保管をして雨水の浸入等がないように考えております。

○8番（小西みか） ありがとうございます。

水銀の件については、水俣条約ということもありますけれども、そうした公害で苦しんできたのが日本ですので、やはり日本の管理体制こそきちんとしておくという必要があるのかなと思っております。その中で、雨水に混入するということが、それは分流式のこの地域ですとそのまま川に流されるということがありますので、それがめぐりめぐって私たちが食べる魚にということになってまいります。そういう点でもやはり管理が大事だということ、そういう視点での管理体制の構築をお願いしたいと思います。

それと、並木管理者から今後ということでの御説明をいただきました。きちんと管理をしていける中で、そうした人員をきっちり確保しつつ、そうはいってもコストというところを削減せざるを得ないというところから長期包括委託契約ということになるかと思っておりますので、その辺の管理体制についてはぜひ、多分この柳泉園組合だけの問題ではないと思っております。多分この近隣の多摩の地域の中にあるいろんな組合、また自治体で独自に処理をしているところでも、そうしたことはこれから恐らく委託という形で経費の削減ということを進めていかなければならないのだろうと思っておりますので、ほかの組合や自治体とのこうした中間処理事業に関しての何らかの意見交換という中であったり、またいろいろ情報収集をしていただく中で、よりよい管理体制を逆に組合がそれぞれということではなく、まとまって体制をつくって行って、そうした人材育成もしていくという、さらに長期的な視点も持った中で御検討いただければと思いますので、これもそれぞれ要望ということで終わらせていただきます。

○議長（渋谷けいし） 全て要望、御意見でよろしいですか。

ほかにもございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、以上をもちまして施政方針及び行政報告に対する質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

午後 0時27分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（渋谷けいし） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（渋谷けいし） 「日程第10、議案第1号、西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会の共同設置の廃止の専決処分について」及び「日程第11、議案第2号、東京都市町村公平委員会を共同設置する団体となることの専決処分について」は関連がございますので、一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 御異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第1号、西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会の共同設置の廃止の専決処分について及び議案第2号、東京都市町村公平委員会を共同設置する団体となることの専決処分についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、当該公平委員会の共同設置を本年3月31日をもって廃止し、本年4月1日、新たに東京都市町村公平委員会に加入するため、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、本年1月10日に専決処分をさせていただきました。

したがいまして、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、御報告させていただくものでございます。

御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 提案理由の説明が終わりました。

これより一括して質疑をお受けいたします。質疑ございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議案第1号、西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会の共同設置の廃止の専決処分について及び議案第2号、東京都市町村公平委員会を共

同設置する団体となることの専決処分についての質疑を終結いたします。

これより議案第1号、西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会の共同設置の廃止の専決処分についてに対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論からお受けいたします。反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 続いて、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、討論なしと認めます。

以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第1号、西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会の共同設置の廃止の専決処分についてを採決いたします。

原案賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第1号、西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会の共同設置の廃止の専決処分については原案のとおり承認と決しました。

続いて、議案第2号、東京都市町村公平委員会を共同設置する団体となることの専決処分についてに対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論からお受けいたします。反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、討論なしと認めます。

以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第2号、東京都市町村公平委員会を共同設置する団体となることの専決処分についてを採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第2号、東京都市町村公平委員会を共同設置する団体となることの専決処分については原案のとおり承認と決しました。

○議長（渋谷けいし） 続いて、「日程第12、議案第3号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第3号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、平成28年東京都人事委員会勧告に準じて東久留米市において職員の給与に関する条例の一部が改正されました。柳泉園組合の給与制度は東久留米市に準拠しておりますので、その改正内容に従いまして、柳泉園組合においては、本年1月31日に給与改定に係る本条例の一部を改正した条例について、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分をさせていただき、同日に改正条例を公布いたしました。

したがいまして、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、御報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、事務局より御説明申し上げますので、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 続いて、補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） 補足説明を申し上げます。

それでは、議案第3号より7枚目でございます。議案第3号資料、柳泉園組合職員の給与に関する条例の新旧対照表をごらん願います。

今回の主な改正でございますが、勤勉手当の支給率の引き上げと扶養手当の支給額を改めるもので、平成28年度の給与改定について、東京都人事委員会の勧告に準じ、東久留米市と同様の内容で改正し、昨年12月27日に職員組合と協定書を締結し、給与改定に伴う差額の支給を本年2月15日としたことから、本年1月31日に専決処分をさせていただきました。

それから、新旧対照表の条例第8条の扶養手当の関係でございますが、第3項は配偶者の扶養手当月額1万3,500円を6,000円に、課長職にある者は3,000円に改め、子については、1人につき月額9,000円と改めるものでございます。

続きまして、3ページをごらんください。

3 ページ下段の第 2 3 条の勤勉手当の関係でございます。

続きまして、4 ページをごらんください。

6 月及び 1 2 月に支給するそれぞれの月数、0. 8 5 月を 0. 9 月に改め、また、再任用職員は、0. 4 月を 0. 4 2 5 月と改めるものでございます。

次に、別表第 1、4 条関係でございますが、給料表の改正でございます。1 1 ページをごらんください。給料表の新旧対照表でございます。

今回の給料表の改正は、1 級の号給、1 5 0 号給以下を削除し、最高号給を 1 4 9 号給と改めるものでございます。

続きまして、恐れ入りますが、新旧対照表の 5 ページにお戻り願います。

5 ページの附則の関係でございます。

こちらにつきましては、公布の日から施行とし、扶養手当の関係は平成 2 9 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次に、附則の第 4 項ですが、今回の改正で 1 級の最高号給を 1 4 9 号給に改めることから、改正前の 1 5 0 号給から 1 5 3 号給の適用を受けている者は、平成 3 0 年 4 月以降、給料月額 3 2 万 5, 5 0 0 円の現給保障をするものでございます。

次に、附則第 5 項ですが、扶養手当の特例措置として、6 ページをごらんください。平成 2 9 年度におきましては、改正後の扶養手当について、配偶者は月額 6, 0 0 0 円を 1 万円に、課長職にある者は 3, 0 0 0 円を 8, 0 0 0 円に、子は 9, 0 0 0 円を 7, 5 0 0 円とそれぞれ経過措置を設けるものでございます。

次に、附則第 6 項の勤勉手当に関する特例措置ですが、平成 2 8 年 1 2 月に支給する勤勉手当の支給月数を 0. 9 5 月とし、再任用職員は 0. 4 5 月とするものでございます。

補足説明につきましては以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第 3 号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての質疑を終結いたします。

これより議案第 3 号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてに対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の

討論からお受けいたします。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第3号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第3号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分については原案のとおり承認と決しました。

○議長（渋谷けいし） 続いて、「日程第13、議案第4号、職員の分限に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第4号、職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、当該条例は施行以来改正を行っていなかったことから、関係市に準じて所要の整備をするため、御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては、事務局より御説明申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） それでは、補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案第4号より3枚目でございます。議案第4号資料、職員の分限に関する条例の新旧対照表でございます。

今回の改正は、関係市の規定と不均衡が生じていることから、内容を整備するものでございます。

まず、条例名を「柳泉園組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」と改める

ものでございます。

次に、第1条の目的に、失職の例外を加えるものでございます。

次に、第3条の休職期間ですが、2年を3年に改めるものでございます。

次に、第5条は、失職の例外規定を新たに設けるものでございます。

本条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

補足説明につきましては以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議案第4号、職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより議案第4号、職員の分限に関する条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論からお受けいたします。反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第4号、職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第4号、職員の分限に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決と決しました。

○議長（渋谷けいし） 続いて、「日程第14、議案第5号、柳泉園組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第15、議案第6号、柳泉園組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」及び「日程第16、議案第7号、

柳泉園組合職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例」は関連がございますので、一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 御異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第5号、柳泉園組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例、議案第6号、柳泉園組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例及び議案第7号、柳泉園組合職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会の共同設置を廃止し、新たに東京都市町村公平委員会への加入に伴う所要の整備でございます。

詳細につきましては、事務局より御説明申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 続いて、補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） それでは、補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案第5号より3枚目でございます。議案第5号資料、柳泉園組合職員の懲戒に関する条例の新旧対照表をごらんください。

まず、条例名を「柳泉園組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例」と改めるものでございます。

次に、第2条の懲戒の手續として、新たに1項を設けるものでございます。

次に、第3条の減給の効果に地域手当を加えるものでございます。

次に、第5条の委任について、公平委員会の規則で定めるを、任命権者が定めると改めるものでございます。

次に、附則の第2項は、第3条の改正に伴い、削除するものでございます。

本条例におきましては、平成29年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第6号でございます。議案より3枚目の議案第6号資料、柳泉園組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の新旧対照表をごらんください。

第4条でございます。公平委員会の報告は、東京都市町村公平委員会と改めるものでございます。

本条例におきましては、平成29年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第7号でございます。議案第7号より3枚目でございます。議案第7号資料、柳泉園組合職員団体の登録に関する条例の新旧対照表をごらんください。

第2条、登録の申請は、東京都市町村公平委員会と改めるものでございます。

本条例におきましては、平成29年4月1日から施行するものでございます。

補足説明につきましては以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより一括して質疑をお受けいたします。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議案第5号、柳泉園組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例、議案第6号、柳泉園組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例及び議案第7号、柳泉園組合職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより議案第5号、柳泉園組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 討論なしと認めます。

以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第5号、柳泉園組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第5号、柳泉園組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決と決しました。

これより議案第6号、柳泉園組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の

討論からお受けいたします。反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 討論なしと認めます。

以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第6号、柳泉園組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第6号、柳泉園組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決と決しました。

これより議案第7号、柳泉園組合職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論からお受けいたします。反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 討論なしと認めます。

以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第7号、柳泉園組合職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員です。よって、議案第7号、柳泉園組合職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決と決しました。

○議長（渋谷けいし） 続いて、「日程第17、議案第8号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」及び「日程第18、議案第9号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は関連がございますので、一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 御異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第8号及び議案第9号は、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う所要の整備でございます。

まず、議案第8号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、新たに介護時間の規定の追加及びその他所要の整備をするため、御提案申し上げますのでございます。

続きまして、議案第9号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、対象となる子の範囲の拡大及びその他所要の整備をするため、御提案申し上げますのでございます。

詳細につきましては、事務局より御説明申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 続けて、補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） それでは、補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案第8号より3枚目でございます。議案第8号資料、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の新旧対照表をごらんください。

第8条の2第4項ですが、介護を行う職員の時間外勤務の免除を新たに規定するものでございます。

続きまして、2ページをごらんください。

第11条の休暇の種類に、介護時間を新たに追加するものでございます。

次に、第15条の介護休暇ですが、初日から2年間と定めている更新可能期間の上限を撤廃するため、条文を改めるものでございます。

続きまして、3ページをごらんください。

第15条の2、介護時間は、第11条の休暇の種類に新たに追加したことに伴い、条文を設けるもので、詳細につきましては規則で定めることとしております。

そのほかの改正につきましては、介護時間を新たに設けたことに伴い、条文を整理するものでございます。

この条例におきましては、公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第9号でございます。議案第9号より3枚目でございます。議案第9号資料、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表をごらんください。

まず、第2条の2ですが、育児休業法の改正に伴い、法律上の親子関係にはないが、将来的に養子縁組を結ぶことを前提として里親に委託されている子について、新たに育児休業等の取得対象となる子として、条文を追加するものでございます。

続きまして、3ページをごらんください。

第15条ですが、部分休業の承認として、介護時間を加えるものでございます。

その他の改正につきましては、育児休業等取得の対象となる子の範囲が拡大されたことに伴い、条文を整理するものでございます。

この条例におきましては、公布の日から施行するものでございます。

補足説明につきましては以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより一括して質疑をお受けいたします。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議案第8号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第9号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより議案第8号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論からお受けいたします。反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 討論なしと認めます。

以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第 8 号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第 8 号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決と決しました。

これより議案第 9 号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論からお受けいたします。反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 討論なしと認めます。

以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第 9 号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第 9 号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決と決しました。

○議長（渋谷けいし） 「日程第 19、議案第 10 号、柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第 10 号、柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例の

提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、プール棟の大規模改修工事に伴い、会議室の名称及び利用料金を変更するため、御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては、事務局より御説明申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 続いて、補足説明を求めます。

○施設管理課長（千葉善一） それでは、補足説明を申し上げます。

プール棟の大規模改修工事では、会議室やトレーニング室の有効利用と利用者数の増加を図るために、多目的に活用できるよう、室内の改修を行っております。今回の改正では、4月1日からの営業に向けまして、名称と料金体系の変更のほかに所要の整備が必要なため、改めるものでございます。

それでは、3枚目の議案第10号資料の厚生施設条例新旧対照表をごらん願います。

別表第2（第5条関係）の改正でございますが、厚生施設の休日は木曜日となっており、柳泉園組合の休日を定める条例と差別化を図るために、室内プール使用条件中の「休日」を「休業日」に改めるものでございます。また、和室及び洋室の会議室につきましては、会議室の和室を多目的室1に、洋室を多目的室2に、トレーニング室を多目的室3としてそれぞれ改めるほか、多目的室3の使用料につきましては、近隣施設の使用料を参考に床面積などを考慮いたしまして、1時間500円とするものでございます。また、利用者の利便性を図る上で、使用条件としております「1回の連続使用は、最長3時間まで」を削除するものでございます。

続きまして、2ページ目をごらんください。

別表第3（第6条の2関係）の改正でございます。使用条件と備考中にございます「休日」を「休業日」に改めるほか、使用条件中の「連続使用時間は、最長3時間まで」を削除するものでございます。また、備考の2といたしまして、現行では、木曜日が祝日の場合、その翌日であります金曜日が休日となるわけでございますが、年度によりましては金曜日や土曜日も祝日となってしまう場合があります。そのため、土曜日または日曜日が休日扱いとなってしまうために、利用者の利便性を図る上で改正案では、その翌日が祝日となる場合は、祝日、土、日を除く直近の日となります。月曜日を休業日に改めるものでございます。

この条例につきましては、平成29年4月1日から施行するものでございます。

議案第10号の補足説明につきましては以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑ございますか。

○3番（村山順次郎） 簡単にお聞きしたいと思います。料金設定については近隣市の同様の施設と比較をされたということで、手元に改修の画面がないので、ぱっとわかりませんが、御説明では、従来トレーニング室だったところがそのまま多目的室3になっているという理解でいいと思うのですが、この多目的室1、2、3のところでは備品等で機能面の違いがあるのかということと、面積はそれぞれどうなっているかということを実際関係で教えていただきたいということと、あとは、この会議室、和室については稼働率とか利用率が低いということで従来から議会でも議論になっていたところなのですが、立地条件的に市街地中心部にある施設ではありませんから、集会施設等としての利用の頻度が低いというのはやむを得ない部分があると思うのですが、その辺も考慮した料金設定になっているのか、そこら辺の御検討の経過についても御説明いただければと思います。

○施設管理課長（千葉善一） 今回、名称の変更をいたしております旧和室でございます。こちらは多目的室1ということで、従前は和室として利用していただいております。今回の改修につきましては、畳を撤去した後、クッション性のありますフローリング材に変更をしております。今回は、そちらの会議室につきましては土足厳禁ということで、会議もしくはレクリエーション、もしくは遊技場として、多目的な活用ができることを想定して変更しております。また、旧洋室でございます多目的室2につきましては、従前どおり床材の変更はございません。ただ、新しくしております。壁面につきましても新しくしております。活用の仕方につきましては、土足のまま、靴のまま利用していただくといった形でございます。多目的室3につきましては、旧トレーニング室でございます。こちらにつきましては、実際には多目的室1と同様にクッション性のあるフロアに変更をしております。利用方法につきましては、例えばダンスであったりエアロビクス、そしてまた、ヨガや体操など、多目的室1に比べまして結構広くなっておりますので、多くの方々がサークル活動で利用される場合は多目的室3を御利用いただく、また多目的室1につきましては靴を脱いだままでもできる、3も基本的には靴を脱いだ状態で上履きを履いたままでのそのような活用を今のところ想定しております。

また、面積につきましては、多目的室1、2につきましてはおおむね50平方メートル

でございます。多目的室3につきましては、約3倍の156平方メートルといった形でございます。あと、今回の料金設定でございますが、この辺の近隣施設の会議室、多目的室の貸し出しの状況でございますが、朝、午前中、午後、夜間、そのような形で3時間から4時間を単位といたしまして貸し出しをしております。柳泉園組合の場合は、朝9時から夜9時まで、1時間単位での貸し出しということで、金額的には比較はなかなかしにくいものがございます。ただ、時間的な単価で比較いたしますと、例えば多目的室3の場合なんです、この辺では7カ所ほどございました。そのようなところと比較してみますと、当然 貸し出しも3回であったり、また夜間だけといった貸出方法でございますので、時間当たりに対しては約460円から970円と結構な幅がございます。ただ、柳泉園組合の場合はそのような後発というんですか、後からつくった施設でございますので、改修しておりますので、なるべく多くの方に利用していただけるような金額設定を考えております。ですので、今回500円といった形で決定をいたしております。

○3番（村山順次郎） 結構です。

○議長（渋谷けいし） よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

○6番（桐山ひとみ） 大体内容はわかったところなのですが、この料金設定をするに当たって、前年度と比較してどのぐらいの歳入見込みを考えているのかということをお教えください。

それから、やはり稼働率を上げていかなければならないということもあると思うのですが、今後の見通しとして今回改修をした流れの中で、今御説明あった土足厳禁で使い勝手をよくしたとか、和室をなくされてというところとかも、整備をされていく流れの中で、今後どういうふうに広報されていくのかということをお伺いしておきます。

○施設管理課長（千葉善一） 歳入の見込みでございます。平成28年度では半年間の営業ということを前提に23万8,000円を計上しております。平成29年度では58万5,000円、34万7,000円の増で予算計上を行っております。今回の見込みでございますが、多目的室1、2、そして浴場施設に和室がございますが、そのような施設につきましては予算の中では240時間程度ふえるだろうということを前提に予算を組んでおります。また、多目的室3につきましては、72時間程度を見込んで計上しております。全体としては310時間程度、ある程度ふえるのではないかと見込んでおります。

また、稼働率を上げるための広報ということでございますが、4月1日に向けまして、当然皆様方には多目的室という名称については、なかなか聞きなれていない方が多くい

らっしゃいますので、ホームページ、そして掲示などによりまして、実際、施設内の掲示についてはなかなか目に入るか難しいんですが、ホームページ、りゅうせんえんニュースについてそのようなことも含めまして、PRをさせていただきたいと。また、東村山市、例に出して申しにくいですが、ある程度固定客がつけば結構な稼働率があるというお話を聞いております。ですので、当組合といたしましてもある程度の金額、東村山市の施設をある程度念頭に置きまして500円という金額を設定させていただきました。それである程度稼働率を高めるといったことを念頭に、さらなるPRに努めて、利用者の増加に努めたいと考えております。

○6番（桐山ひとみ） はい、いいです。

○議長（渋谷けいし） よろしいですか。

ほかにございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、質疑なしと認めます。

以上をもちまして議案第10号、柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより議案第10号、柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論からお受けいたします。反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。賛成討論ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 討論なしと認めます。

以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第10号、柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第10号、柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決と決しました。

○議長（渋谷けいし） 「日程第20、議案第11号、平成29年度柳泉園組合経費の負担金について」及び「日程第21、議案第12号、平成29年度柳泉園組合一般会計予算」は関連がございますので、一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 御異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第11号、平成29年度柳泉園組合経費の負担金についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組合同規約第14条の規定により、負担金の算出方法及び関係市の負担金の額について定めるものでございます。

続きまして、議案第12号、平成29年度柳泉園組合一般会計予算の提案理由について御説明申し上げます。

予算総額は歳入歳出それぞれ28億7,734万円で、前年度に比べ2億9,596万6,000円、9.3%の減でございます。予算編成に当たりましては、関係市及び柳泉園組合を取り巻く財政状況が極めて厳しい状況にございますので、財源の確保と経費の節減などによりまして、関係市負担金は15億9,741万6,000円で、前年度に比べ6,394万8,000円、3.8%の減となり、可能な限り負担金を少なくすることに努めました。なお、平成29年度の主な施策につきましては、施政方針で申し上げたとおりでございます。

詳細につきましては、事務局より御説明申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 続いて、補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） 補足説明を申し上げます。

まず初めに、議案第12号、一般会計予算資料、議案第12号資料、平成29年度柳泉園組合一般会計予算資料と題した書類をごらん願います。

本資料におきましては、平成29年度の事業計画で、予算見積もりの根拠となっております各施設の処理計画及び主な事業等につきましては、先ほど管理者より施政方針の中で申し上げたとおりでございます。

本資料におきましては、議案第11号、平成29年度柳泉園組合経費の負担金について

に関連がございますので、その負担金の算出方法について御説明させていただきます。

それでは、議案第12号資料、一般会計予算資料の17ページをごらんください。

柳泉園組合負担金の計算方法でございます。関係市の負担金の負担方法及び私車処分費の取り扱いにつきましては、前年度と同様の計算方法でございます。

続きまして、18ページをごらんください。平成29年度柳泉園組合負担金の計算式でございます。まず、平成29年度の歳出予算額を財産的経費及び経常的経費に分け、さらに財産的経費は公債費と公債費以外の経費に分けております。なお、負担金以外の歳入の取り扱いにつきましては財産的経費の総額からそれぞれ差し引きいたします。

まず、第1は、財産的経費の公債費に係る負担で、公債費から歳入を差し引きし、その残額を清瀬市及び東久留米市はそれぞれ4分の1、西東京市は4分の2の負担でございます。この西東京市の4分の2の負担につきましては、合併前の事業に係る起債でございますので、2市分を負担していただいているものでございます。

次に、2につきましては、公債費以外の財産的経費に係る負担で、公債費以外の経費から歳入を差し引きし、その残額を各市それぞれ3分の1の負担でございます。この公債費以外の経費につきましては、議会費、総務費のそれぞれの報酬及び積立金、工事請負費及び工事に係る実施設計委託、厚生施設に係る経費並びにクリーンポート長期包括委託に含まれております大規模補修費のうち、設備の更新に係る事業費でございます。

なお、平成29年度は財産的経費の総額より負担金以外の歳入総額が上回っているため、計算上はマイナスとなっております。

次に、3でございます。経常的経費に係る負担で、ごみ処理費、し尿処理費、共通経費と区分いたします。共通経費は、報酬及び積立金を除く総務費と予備費の合計となり、ごみ・し尿の搬入割合で負担となります。ごみ処理費分としての負担は、ごみ処理費に案分した共通経費を加え、関係市の平成27年度のごみ搬入実績量の割合で算出しております。

次に、し尿処理費分でございます。し尿処理経費に案分した共通経費を加え、関係市の平成27年度のし尿搬入実績量の割合で算出しております。ごみ分及びし尿分で算出した東久留米市の負担分の5%が東久留米市環境整備負担金となります。

次に、4は、東久留米市環境整備負担金に係る負担で、清瀬市及び西東京市の平成27年度のごみ及びし尿の搬入実績量の割合で、それぞれ2市に負担していただいております。

続きまして、19ページでございます。5の負担金(1)私車処分費精算前の負担金の表は、財産的経費、経常的経費及び東久留米市環境整備負担金のそれぞれの内訳と合計額

で、表に記載のとおりでございます。

次に、(2) 私車処分費精算後の負担金の表でございます。精算する私車処分費は平成28年度の繰越金に含まれておりますが、負担金の計算では私車処分費は除いて算出しております。関係市の負担金の内訳はそれぞれ表に記載のとおりでございます。

6の表でございますが、平成29年度の負担金と前年度の負担金を比較したものでございます。内訳はそれぞれ表に記載のとおりでございます。

続きまして、一般会計予算について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案第12号、平成29年度柳泉園組合一般会計予算と題した予算書をごらんください。

それでは、一般会計予算書の2ページ、3ページをごらんください。まず第1表、歳入歳出予算は款項の区分における予算で、予算額はそれぞれ表に記載する金額でございます。

次に、7ページをごらんください。7ページから9ページにかけて記載の歳入歳出予算事項別明細書でございます。1、総括につきましては表に記載のとおりでございます。

次に、10ページ、11ページをごらんください。2の歳入でございます。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金は、前年度に比べて6,394万8,000円、3.8%の減でございます。減の主な理由でございますが、予算総額が前年度に比べ大幅に減となり、歳入予算の一般財源が前年度に比べ、約1億1,300万円減となっております。負担金を除く歳入予算のうち、一般財源への充当額が約4,900万円減となったことから、差し引き負担金は6,400万円ほど減となるものでございます。各市の負担金につきましては、11ページの説明欄に記載のとおりでございます。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1施設使用料は、前年度に比べて1,346万1,000円、27.8%の増でございます。増の主な理由は、前年度、プール棟の大規模改修工事に伴い、半年間、学童用野球場、プール、トレーニング室及び会議室は休業いたしました。が、本年度の4月1日からリニューアルオープンとなることから、使用料は増となっております。各施設の使用料につきましては説明欄に記載のとおりでございます。

次に、項2手数料、目1ごみ処理手数料は、前年度に比べて1,767万円、3.4%の減でございます。減の理由でございますが、主に事業系一般廃棄物の搬入量が前年度に比べ465トン減となることによるものでございます。

次に、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1ごみ処理費国庫補助金の172万

4,000円は、焼却灰及び排ガス中の放射性物質濃度等の測定費用に対する補助金でございます。

続きまして、12、13ページをごらんください。

款5繰入金、項1基金繰入金、目1退職給与基金繰入金の7,217万7,000円は、定年退職者2名分の退職手当に充当するものでございます。

次に、目2施設整備基金繰入金の1億円は、クリーンポート電算システムの整備事業費約2億7,000万円に充当するものでございます。

次に、款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、前年度に比べ440万円、1.3%の減でございます。減の主な理由は、ごみ処理手数料収入の減に伴い、負担金で精算する私車処分費の精算額が前年度より減額となったことによるものでございます。

次に、款7諸収入、項2雑入、目1雑入は、前年度に比べ9,468万1,000円、34.2%の減でございます。減の主な理由でございますが、節1の資源回収物売払いは、缶やペットボトルの売り払い単価が下落したことや、節3の電力売払いにおいても単価が減となったことによるものでございます。

次に、項3受託事業収入、目1受託事業収入の2,400万円は、小金井市の可燃ごみをトン当たり4万8,000円で500トン処理支援するものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをごらんください。3の歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1人件費は、前年度に比べ5,831万7,000円、39.9%の増でございます。増の主な理由でございますが、節3の職員手当等で、特別職である助役の任期が満了となることと、定年退職者が前年度より2名増となることから、退職手当が増となったことによるものでございます。

続きまして、18ページ、19ページをごらんください。

目2総務管理費は、前年度に比べて1,146万5,000円、13.1%の減でございます。減の主な理由は、節25の積立金で、職員退職給与基金の積み立てを前年度より1,000万円減としたことによるものでございます。

続きまして、20ページ、21ページをごらんください。

目3施設管理費は、前年度に比べて4,823万円、42.1%の減でございます。減の主な理由は、節15の工事請負費で、前年度に実施しましたクリーンポート建築設備用システム更新の事業費5,400万円などが減となったことによるものでございます。

続きまして、22、23ページをごらんください。

目4 厚生施設管理費は、前年度に比べて3億7,584万5,000円、72.5%の減でございます。減の主な理由は、前年度に実施しました厚生施設プール棟の大規模改修が終了したことで、その工事費約3億8,500万円が減となったことによるものでございます。

続きまして、24、25ページをごらんください。

款3 ごみ処理費、項1 ごみ処理費、目2 ごみ管理費は、前年度に比べ1億6,280万5,000円、12.3%の増でございます。増の主な理由ですが、本年の7月より柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業を実施することで、節11 需用費の消耗品や修繕料が前年度に比べ6億5,900万円減となりますが、27ページをごらんください。上段の節13 委託料で、備考欄記載の柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業費9億2,006万8,000円を計上いたしましたので、同委託料は前年度に比べ約8億1,880万円増となることから、ごみ管理費は増となるものでございます。

次に、目3 不燃ごみ等管理費は、前年度に比べ3,220万3,000円、14.3%の減でございます。減の主な理由は、29ページをごらんください。上段の節15 工事請負費で、前年度に実施しました粗大ごみ処理施設変電設備の更新工事費約4,000万円が減となったことによるものでございます。

続きまして、28、29ページをごらんください。

次に、目4 資源管理費は、前年度に比べ276万5,000円、2.3%の増でございます。増の主な理由ですが、節11 需用費で、リサイクルセンターの缶系列に係る定期点検整備費などの修繕料が360万円ほど増となったことによるものでございます。

次に、目5 し尿処理管理費は、前年度に比べ702万円、15.9%の減でございます。減の主な理由は、節11 需用費で、施設のポンプ関係に係る補修費などの修繕料が約300万円の減と、節13 委託料で、備考欄記載のし尿処理施設運転業務委託は前年度入札を実施したことにより、267万円ほど減となったことによるものでございます。

次に、款1 公債費、項1 公債費は、元金、利子を合わせ3,474万9,000円、29.4%の減でございます。減の主な理由は、クリーンポートの建設に伴い、平成13年度分として借り入れた起債の償還が完済したことによるもので、これにより、クリーンポートに係る起債の償還は全て完済となりました。

続きまして、30ページ、31ページをごらんください。

款5 予備費は、前年度に比べて600万円、2.8%の減でございます。減の主な理由ですが、予備費には私車処分費精算予定額として1億8,496万7,000円が含まれており、

主に事業系の一般廃棄物の持ち込み量が前年度より減少することから、私車処分費の精算予定額が減となるもので、純然たる予備費は約2,000万円で、前年度とほぼ同額でございます。

続きまして、32ページをごらんください。32ページから35ページにかけては給与費明細書でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。

次に、36ページをごらんください。継続費に関する調書でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。

次に、37ページをごらんください。債務負担行為に関する調書でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。

次に、38ページでございます。地方債にかかわる調書で、内容につきましては記載のとおりでございます。

補足説明につきましては以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより一括して質疑をお受けいたします。質疑ございますか。

○3番（村山順次郎） 所管ごとに並んでないかもしれませんが、5点お聞きをしたいと思います。

まず、厚生施設についてですが、事故もなく大規模改修をされているということで、よかったですなと思っております。通常、民間の施設でもリニューアルオープンということになりますと、一定キャンペーン的な取り組みというんですかね、民間施設の話ですと一旦休業していますから、お客を呼び戻すための特別なキャンペーンを張るものが多いと思いますが、公共施設ですから節度は持っていただきたいと思っておりますけれども、リニューアルしました、オープンしましたという広報及び何らかの特典というんですかね、PRするための作戦というか、そういうものがあってもいいのかなと思っておりますが、プール等4月1日からスタートするというので、その辺の広報についてはどのようにお考えなのか、担当の御見解をお聞きしたいと思います。

1点目とも絡むんですが、水銀の問題についても、長期包括委託の問題にしても、厚生施設の大規模改修、そしてリニューアルオープンの関係にしても、やはり広報、構成3市の市民の皆さんに柳泉園組合から必要な情報を届けるという取り組みを強化する必要があると思います。長期包括委託の関係だったと思いますが、りゅうせんえんニュースの特別臨時号のようなものも考えるというお話があったやに記憶しているのですが、別の件だっ

たら、取り違えていたら申しわけないんですけども、広報を強化していく必要があると。で、一つの案ですけども、現在のりゅうせんえんニュースは年3回、新聞折り込みということなんですが、毎年必ずということではないにしても、必要なときは、例えば東久留米市でいえば、市報は委託をして全世帯に配布をしてもらっております。シルバー人材センターとか社会福祉協議会とかの印刷物を広報に折り込んで全世帯に届けるということもしております。こういう大きな出来事があったとき、改めて柳泉園から関係3市の皆さんに必要な情報を届ける必要がある場合、東久留米市の広報に折り込むという形も一つあるかと思えますけれども、通常のりゅうせんえんニュースと比べても、もう一段階広い範囲で必要な情報を届ける取り組みが必要だと思います。

そのほかにも例えばポスターをつくるとか、手だてはあると思いますが、その点、水銀の関係でも3市で共同で事業をやっていくということですが、それはそれとして、柳泉園組合としては、水銀が入っているものはこういうものに入っていますよと。こういうものについては分別をしてくださいと、そういうものを周知していくということはもう営々とずっとやっていかなければいけないことの一つだと思いますから、そういう点でも広報の工夫を予算もかけてやっていくということが必要だと思いますが、その点についてはどのように検討されているのかお聞きをしたいと思います。2点目です。

3点目は、負担金の御説明も丁寧いただいたんですが、一つお聞きしたいのは、収入の関係で資源の売り払い、ペットボトル、びん、缶、鉄類、あとは電力ですか、等売り払いをして、それを差し引いて経費を負担金として、少し雑な説明で恐縮ですが、こうするということですが、売り払いに関しては単価が下がっているという御説明があったのですが、数年のスパンのトレンドとして下がっていく傾向なのか、今後ジグザグで行くのか、そここのところの認識があれば御説明をいただきたいと思います。

今が3点目で、次が4点目ですが、長期包括委託の関係で、先ほど冒頭の説明で助役から、2月25日に最後の委員会をやって、3月中に契約ということだったと思いますが、この契約等の、公募をかけて応募があって審査をして契約という形だと思いますが、そこら辺の具体的な進捗、どういう経過で現在に至っているのかと今後の見込みも、先ほどの助役の説明に加えてですが、見込みも含めて事業者の選定についてどういう進捗になっているのか説明をお願いいたします。

水銀の関係で1点だけ、柳泉園組合水銀混入調査対策委員会第3回会議録をいただいております。ありがとうございます。28ページ目で、委員、この方は、東京二十三区清掃

一部事務組合の方だと思いますが、柳泉園組合では排ガス中の水銀について自主規制値を設けていて、1時間平均値が0.05 mg/m³N、それが2時間連続した場合、停止するという基準を持っているわけですが、この委員から、2時間を超えるとき基本的には停止、2時間を超えるおそれがあった場合には停止と、そういう基準を設けているということでした。議会でも議論があったということですが、平成27年9月1日の場合でいえば、2時間連続ではなかったわけですね。だから、この基準に照らせば、あれがもう一回起こった場合、停止するとは限らない。基準でいえば停止しないということになると思います。こういう意味でいうと、東京二十三区清掃一部事務組合で、仮に2時間を超えるおそれということで判断をして停止をするということで基準を持っているのだとすれば、ここは検討する余地があるのではないかなと思います。御見解をお願いいたします。5点です。

○施設管理課長（千葉善一） 今回、4月1日のリニューアルオープンに向けまして、改修工事は最終段階でございます。先ほど、助役から御説明いただいておりますが、今回リニューアルということで、特別予算計上はいたしておりません。ただ、4月1日、2日は、土曜日、日曜日になっておりますので、今回は無料開放ということで、イベントではございませんが、そのような形で市民に対してPRをしながら、1回でもよろしいですので、足を運んでいただくと。新しいプールを見ていただいて、さらなる利用をしていただくということで、今回2日間の無料開放を予定しています。また、これからPRということで、従前どおりにホームページ、あとはニュースでのPR、そして今回プールにつきましては、従前と違いまして水深1.1メートルということで均一となっております。従前では水泳の教室をメインに行っておりましたけれども、これからはそのような水泳以外の、例えばウォーキングであったり、または簡単な体操といった形の教室を、年3回ではございますが、従前どおり水泳以外の教室を行う予定でございます。そのような方々に利用していただいて、リピーターとしてまた施設を利用していただくということで、そのような地道なPRによって今後また増加を期待していきたいと思っております。

○技術課長（佐藤元昭） 水銀とか長期包括の広報の関係ですが、議員が御承知のとおり、臨時号という形で、りゅうせんえんニュースで広報したいということで計画は立てております。また、ホームページ上でそのようなことを広報することも当然、同時進行で考えていかなければならないと思っておりますので、その辺はそういう形で市民へ広報してまいりたいと考えております。

また、負担金の売り払いの関係で、技術課に関する売電の関係でお話しさせていただき

ますと、こちらは以前にもお話ししたことがあるかと思うのですが、原発が稼働し始めていて、3・11の事故以前に大分戻りつつあると、ほぼ戻ってきている料金体制になってきているかと思いますが、やはりその辺はまだまだ若干売り払い単価としては下がっていくのかなとは感じておりますが、震災以前の推移でとまるのではないかという希望も含めて予想は立てているところでございます。

また、長期包括委託契約の関係の進捗状況なんですけど、こちらは入札にかかわることで基本的には非公開となっておりますので細かい御説明はしかねるんですが、複数の事業者から提案は届いていると。この件に関しましては、今月の25日、今週の土曜日になるんですが、提案のあった業者からヒアリング等を行い、委員会として契約を結ぶであろう業者を決定するという事になっております。契約が結ばれた暁には、詳細なことについて御説明できることについては御説明したいと思っております。

また、水銀の関係ですが、東京都さんが言うておられるように、2時間を超さなくても恐らく超してしまうだろう、明らかに0.05以下には抑えられないだろうということが想定された場合、柳泉園組合もとめるという判断をいたします。これは前回、いつだったかは覚えていないんですが、御説明したときにそういう質問があったかと思っております。ですので、0.05を明らかに2時間では抑えられない、もしくは1時間たって2時間たっても、2時間以内で抑えることが難しいと判断したときには直ちにとめるということで、以前そういう御質問があったときに、ケース・バイ・ケースになると思いますとお答えしたのはそういうところでございますので、何が何でも前回みたく0.14が2時間続いたから、ではとめましょうではなく、明らかに抑えることができないようであれば即時とめていくという判断を下すということでございます。

技術課の関係は以上でございます。

○資源推進課長（宮寺克己） それでは、資源物の売り払い単価の傾向に関しまして、お答えいたします。

少しさかのぼりますが、平成23年3月の東日本大震災がございまして、その影響がどうやら平成24年にかなり出たようございまして、平成24年に入りまして単価がいずれの品目につきましてもかなり大幅に下がっております。ただ、平成25年に入りますと徐々に単価が上がり気味になっておりまして、平成26年になりますとほぼ震災前ぐらいの水準、全てではないんですが、アルミなどはかなり大幅に単価が上がっておりまして、平成26年はここ数年では一番高い単価を記録してございます。ただ、平成27年になり

ますと、今度はアルミ缶にしましても、スチール缶などにしましても、単価が少しまた下がる傾向がございまして、ペットボトルなども少し下り気味でございまして。大体そのような傾向が平成28年にも引き続き、それほど大きな下落ではございませんが、少し下り気味な傾向でございまして。平成28年の後半ぐらいから平成28年の第4四半期、10月—12月ぐらいの期におきましては、スチール缶プレスですとか、あと、磁選機回収鉄なども少し、売り払い単価は入札の結果、持ち直してございまして。1年おきぐらいな感じで上がったたり下ったりという傾向が見えなくもないと思いますので、当然、単価の動向につきましては引き続き注視をしましてまいりたいと思っております。

○議長（渋谷けいし） 負担金の今後の見通しという御質問をいただいて……

○3番（村山順次郎） 単価の関係でよろしいです。

○議長（渋谷けいし） 単価の関係でよろしいですか。

○3番（村山順次郎） まず、厚生施設に関してですが、4月1日、2日無料開放ということでした。引き続き、周知、利用促進、広報に取り組んでいただきたいと思っております。臨時号ということですが、いつぐらいに、私、市報に折り込みと言いましたが、どのぐらいの規模でお考えか御説明いただきたいと思っております。

あわせてですが、ホームページなんです、昨今スマートフォンが普及をしております、ホームページもスマートフォンでちゃんと見られるようにリニューアルするというのもいろんなところでやらざるを得なくなっているのですが、そういうことの検討というのはいかがでしょうか。検討していくべきと思いますが、見ていただける、見やすいホームページという意味でも、そろそろホームページのリニューアルというのも課題になってくるのかなと思っておりますが、御担当の見解をお聞きしたいと思っております。

売り払い物についての単価の傾向というのは理解をいたしました。いかんともしがたい部分もあると思っておりますので、今回、未回収金は一応回収の見込みということではあります、その点も引き続き御留意いただきながら取り組んでいただきたいと思っております。

長期包括委託の事業者選定については、入札前という、決定契約前ということで控え目でしたが、ただ、複数応募があったということは御説明があって、入札ということをする以上は複数あったほうが良いということは間違いはないと思っておりますので、その点はよかったです。長期にわたる契約でありますので、適切な事業者が選ばれるように引き続きお願いをしたいと思います。

1点だけ再質問したいのですけれども、予算書には9億何がしの来年の委託費が計上さ

れております。議会に対する情報提供のあり方ということは論点の一つだったと思いますが、次回の定例会以降に、その段階では契約が結ばれているのだらうと思いますけれども、その事業者がやる来年度における工事、大規模改修等、その中身がわかる資料というのは御提供いただけるものなのでしょうか。従来のものを想定しますけれども、その範囲において事業者が行う予定のものについて情報提供がいただけるのかどうか。この9億何がしの内訳ということになるとと思いますが、その点の御見解をお聞きいたします。

水銀の自主規制値については理解いたしました。10月の段階で東京二十三区清掃一部事務組合の方がこういう懸念を表明されて、この場ではぱっとこう、その後の説明が特になかったものですから、念のためということでお聞きいたしました。おそれということで判断をすることもあるということまで理解をいたしました。

広報の臨時号の関係と資料、2点かと思いますが、お願いをいたします。

○技術課長（佐藤元昭） 広報がどのぐらいの規模になるかということなんですが、まだイメージが完全にでき上がっていませんので、どこまでどのような広報の仕方がいいのかということも含めて、今後の課題とさせていただければと思っております。申しわけございません。

また、包括委託になった場合の平成29年度の内訳ということですが、こちらを5月の議会でお示しできるかどうかということは別として、お示しすることは可能と考えております。

○総務課長（新井謙二） ホームページの関係でございます。現在、ホームページは結構古くなっておりますので、それ自体をリニューアルということを考えておりますが、何とか平成29年度中にはそのようなことで考えていきたいと思っておりますが、スマートフォンにつきましてはまだ今のところ検討はしていない状況でございますので、各市のそのような状況を見て、これから研究していきたいと思っております。

○技術課長（佐藤元昭） 時期ということでしたので、そちらについては契約者が決定し、契約し、載せられる情報についてもそちらのほうに載せていければと考えております。

○助役（森田浩） 長期包括契約で今、契約に向かって準備しているところなのですが、業者が決まりまして当然総額も決まりますから、議会のほうに以前お示した財政フレームがありますから、それは契約額に合わせた規模にしなくてははいけません。当然、その契約が終わった段階で、年度ごとの財政フレームについての指示を含めて、議会のほうにはきちんと提示をさせていただきたいと思っております。

○3番（村山順次郎） 資料については財政フレーム及び具体的な工事の内容も含めて御提供いただけるということなので、それについては対応をお願いしたいと思います。

ホームページのリニューアルで、今、リニューアルしてスマートフォンに対応しないというのは少し考えづらいと思うので、多分、業者の方に相談するとそういう話になると思うので、その点も留意して検討していただきたいと思います。

それで、臨時号ですが、予算審議の場面ですので、臨時号のために予算措置されているのです。すると、おのずとその発行部数等は想定があって予算計上されているのかなと、今、どこに計上されているのかがぱっと指示できないのですが、規模等はこれからなんですか。予算審議なので発行部数ぐらいはあるのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○総務課長（新井謙二） 規模といいますのは、多分内容のことではなかったかと思うのですけれども、今回の予算計上の中に1回分、従前の配布枚数として同様の枚数を計上しております。予算書の関係でそのような細かいことは出ていないんですが、歳出予算の18、19ページになります。この中で需用費でございます。需用費の中の印刷製本費、この中に一括して含まれています。315万9,000円。この中に4回分の印刷代、また、その配布といたしまして、13節の委託料の組合報配布業務委託ということで、今まで3回だった分が4回分ということでそれぞれ計上してございます。

○議長（渋谷けいし） ほかに質疑ございますか。

○4番（後藤ゆう子） 広報の件で、今、大体わかったのですが、もう一度基本的なことをお尋ねしたいのですけれども、りゅうせんえんニュースは今3回と言われたので、4カ月ごと、1年間に3回発行されていると思うのですけれども、それでいいのかということと、資料で先日いただいた一番新しい78号だと思うのですが、少し今までと体裁が変わったので、業者が変わったのかというところ。それと、新聞折り込みでうちはこれが入ってくるのですけれども、どの新聞に入って発行部数が何部なのかという基本的なことをまずお聞かせください。

○総務課長（新井謙二） まず、発行は6月、11月、2月の年3回でございます。今年度におきましては厚生施設、プールがリニューアルオープンするものですから3月の末を予定してございます。

先ほどの臨時号でございますが、長期継続の契約者や水銀の関係の最終報告書が出た後にできるだけ早く臨時号については発行したいということで計画しております。

それから、新聞の折り込みでございますが、五大新聞でございます。毎日、朝日、読売、

東京、日経新聞です。

配布におきましては、構成3市の中で五大新聞をとっておられる方に配布ということでございます。配布におきましては12万部ほどでございます。以前に戸別配布ということがございまして、それらについて各市を調査したところ、各市におきましては配布方法がまちまちだったということと、あと、単価に直しますとどうしても1部当たりの配布単価が高かったものですから現在に至っておりますが、調査したのが数年前でございますので、各市とも変わっている状況があるかもしれませんので、今年度中にそのようなことを調査していきたいと思っております。

○議長（渋谷けいし） 作成業者を聞かれていますか、よろしいですか。

○総務課長（新井謙二） すみません、ニュースが変わった件でございますが、業者におきましては毎年入札を行っております。業者におきましては変わってはございませんが、作成している職員の提案でそのようなことになってございまして、作成に当たりまして各課の担当が集まって、それぞれ毎回そのような会議を設けて、このような形のニュースにしているものでございます。

○4番（後藤ゆう子） ありがとうございます。よくわかりました。

新聞折り込みもいいんですけれども、新聞をとっている人が減っているなという実感もありますので、ぜひ先ほど村山議員もおっしゃったように、ホームページ、そしてスマートフォン対応というほうをぜひ御検討いただけるようお願いいたします。

あと、西東京市で私も、地元で長期包括のことを心配なさったり、いろいろ中を聞かれることもありますので、ぜひこの9億円の委託料の中身がわかるような資料を次回お示しいただけるように、これも要望して終わります。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

○6番（桐山ひとみ） 予算に関連いたしまして、22ページの長期継続契約一覧のところから質問させていただきます。

細かいことになると思うのですけれども、まず1番から17番、それから長期継続契約予定一覧が1から4までであると思うのですけれども、大体これは何台分の計上なのか、申しわけありませんが、少し細かいのですけれども、数を教えてください。

それから、長期継続契約予定一覧の中で、新たに契約を予定される案件だと思うのですけれども、これらについて借り上げられる主な理由を御説明をお願いいたします。

あともう1点は、長期継続契約の一覧の中の3番のAEDの借り上げの中なんですけれ

ども、このAEDは場所はどこに置いてあるのか、また全員講習というものが職員の中で受けられているのか、心肺蘇生とかやれる方がいらっしゃるのかどうなのかというのを伺いをしておきたいと思います。

とりあえず、今思い当たらないので、お願いいたします。

○施設管理課長（千葉善一） それでは、長期継続契約一覧表から厚生施設担当のものを御説明させていただきます。

1番目のサーバー、パーソナルコンピューターでございますが、現在31台のパソコン等を借り上げてございます。

続きまして、3番目のAEDでございますが、こちらにつきましては現在、プール棟の事務所に置いてあります。実際、AEDを測定される方はプールの監視員がメインに使用しております。例えばお風呂場で倒られた方がいらっしゃった場合は、それを持っていくような場面も結構ありますので、そういうことも兼ねてプールの監視員が主に使用しております。

続きまして、1番と6番と13番がパーソナルコンピューターでございます。1、6、13番で31台と御理解していただきたいと思います。

コピー機でございます。こちらは現在2台でございます。あと、印刷機が1台でございます。軽自動車、こちらは1台でございます。印刷機も1台でございます。

あと、交通整理員につきましては、長期契約ということで去年契約をしております。こちらにつきましては、平成28年度では352万5,000円で契約をさせていただいております。内容といたしましては、園内誘導を目的に歩行者、そして自転車、自動車等の誘導業務をメインに行っていただいております。平日は午後2時から6時までの4時間、土日、祝日につきましては午前9時から午後6時までの9時間ということで、2名体制で行っております。昼間は1名で、土日、祝日は2名ということでございます。

続きまして、ハイブリッドは1台でございます。あと、スポーツトラクターも、実際には野球場の草刈りとか、野球場の内野を整地するためのスポーツトラクターということで1台借り上げてございます。

続きまして、長期継続契約予定、今後の一覧でございます。

こちらのカラーコピーでございますが、今まで11年間使用してございます。5年間のリース、そして再々リースということで11年間使用しています。今回、カラーコピーの新規ということで、5年のリースを予定しております。

また、ワンボックス車につきましては、現在15年経過しているワンボックス車がございます。補修費も結構かかってきておりますので、今回5年リースということで計上させていただきます。

券売機でございます。こちらはプール棟のお風呂場、そして浴場で使われている券売機でございます。全部で4台、こちらも借上げが10年使っております。やはり消耗品の部品が結構多くなってきております、また誤作動も多くなっておりますので、今回新たに4台の新規借上げとなっております。

また、トレーニング器具でございます。今回、リニューアルオープンの際、トレーニング室、少しスペースが狭くなってしまうんですが、設置するために、ランニングマシンが3台、あと、電動自転車みたいなもの、正式名称は電動自転車ではないんですが、そのようなものも含めまして合計で659万160円ということで、今回計上させていただきます。

○6番（桐山ひとみ） 細かいことをありがとうございました。大体内容はわかりました。

AEDのことなんですけれども、これはプール棟の監視員の方が主に使用されているということだと思うのですけれども、今、自治体でもそうだと思いますし、近隣、コンビニ等とかでもAEDが置かれている状況が普及されていると思います。このような中で、プール棟とか浴場施設で、特に急に心臓不全の関係で倒られる方というのが多い環境下にあるから、そちらのほうに置いてあることは大変必要だと思いますし、重要だと思うのですけれども、ある意味、今では住民の方、近隣の方々も含めて、ここの場所に、柳泉園にAEDがあるという状況をやはり把握していないといけないと私は思っているのですね。

例えば、実際のところ、トレーニングされているとか、プール棟とか浴場施設で倒られる可能性が十分あるとは思いますが、歩いている矢先に柳泉園の表玄関のところで倒られる方がいらっしゃる、そのような流れの中で、どこにAEDがあるのかということが、職員の方々も全員把握をされているのかどうかということも少し気になるところです。そのようなところで、やはり今、AEDの重要性が言われている中で、たった5分間、倒られてからの5分間が命を食いとめるというところの重要な役割として、AEDの活用というものは資格とかそういうものを持っていなくても、誰もがやらなければいけない、その場にいる人たちがやらなければいけないという使命もあるかと思っておりますので、それらについては職員の中でどのような把握、周知されているのかということをもう一回お伺いしておきたいと思っております。

それから、今回新たにトレーニング器具の借り上げということで、新規のところではあるかと思いますが、こちらは先ほどの使用料のところ、改修が終わった後に今までのトレーニング施設を多目的室に改めて、ある意味、トレーニング室という名称ではなくなっているとは思いますが、その流れの中で、少し場所が狭くなるというお話の中で、これらについてもきちんとした指導員がついて、このような新たな借り上げられるトレーニングマシンですとか、そのようなものの御指導はされる環境下にあるのかどうなのかをもう一回確認させてください。

今後のことなんですけれども、水銀の関係で新たに今回、測定器及び有害ごみの施設する扉の関係ですとか、かなり徹底をして水銀対策といいますか、抑制といいますか、そのようなところで予算を計上されていて強化を図られていくと思うのですが、引き続き、これは終わる話ではありませんので、委員会はあと1回残して終わるとは思いますが、水銀の混入対策というものも改めて、もちろん、各市それぞれが持ち帰りながら、家庭から出るごみの中にできるだけ水銀が使用されている体温計ですとか、血圧計ですとか、そういうものを入れていかないような取り組みを強化していかなければならないということは、どこもこれまでも提案をさせていただいていたと思うのですが、柳泉園側としても今後さらなるPRといいますか、取り組みはそれだけにとどまらないでやっていかなければならないとは思っておりますので、そのあたりについて再度御見解をお伺いしておきたいと思っております。

○施設管理課長（千葉善一） AEDの関係でございます。先ほど御説明申し上げましたとおり、現在、事務所のほうに置いてはございます。ただ、表示といたしましては、窓口のほうに一般的なシールを張ってある状況でございます。実際には、職員につきましても、委託の方々につきましても、当然そこにあるということは承知しております。また、利用者につきましても、そこでいろいろと申請書を記入していただいておりますので、利用者の方もある程度ここにあるということは御理解いただけているものと思っております。

また、あまりいい例ではございませんが、去年ですか、テニスコートで倒れられた方がいらっしゃったときに、利用されている方が事務所まで来られまして、うちのほうもAEDをお持ちして使った経過もございます。そのような意味では、施設を利用される方は確かに御存じでございますが、こちらを歩かれている方についてはそこまでの周知は徹底しておりませんので、何らかの広報ができるかどうか一応検討をしていければいいなと思っております。

また、トレーニング室でございます。従前は156平方メートルということで、結構広いスペースの中にランニングマシンが数台、あと、先ほど名前を間違えてしまいました、コードレスバイク等が5台とか、あと、30年前の器具ですので、本当に当時の質素な器具なんですけど、ただ、トレーナーを実際常駐といいますとやはり200円ではなかなか難しい、ほかの施設では結構な金額を頂戴していく中でトレーナーがついて、当然有酸素運動等がございますので、トレーナーの方の指導に基づいて行って効果を期待する方が多くいらっしゃると思います。ただ、うちの場合はあくまでもランニングしたい方、初心者ではないんですが、ある程度第一歩ということが目的の方も含めて利用していただく、そしてその後にお風呂場を1時間200円で御利用いただけるということもございますので、そこまで正直な話、トレーナーを云々しますと当然200円ではなかなか難しい状況でございます。

今後、そのようなほかの施設の状況も踏まえまして、可能かどうかは難しいんですが、やはり検討もしていかなければいけないと思っはいるのですが、スペース的な問題もございます。また、従前は1日17名、16名という利用者数ということもございましたので、有効利用ということを今回は優先的に改修工事を進めさせてもらったという経過がございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○技術課長（佐藤元昭） 水銀の関係ですが、今後の柳泉園組合の見解ということですが、委員会の中でもいろいろ議論されていまして、関係市との連携をとりなさいということ言われています。具体的には部会等を設置して、一般家庭に退蔵している水銀製品、朱肉とか体温計、血圧計などについての調整を図っていきなさいよということも言われております。また、3市、柳泉園、それぞれ役割が違って来るんですけども、広報の仕方として、市民及び一般廃棄物収集事業者への広報のあり方についても考えなさいということ言われております。ですので、それらのことを踏まえて、市は市としてできること、柳泉園は柳泉園としてできること、あと、共同してやらなければならないこと等を今後この部会等を設置して、その中で細かいことを調整していきたいと考えております。

○資源推進課長（宮寺克己） 今回、予算に、ヤードに門扉をつけると。施錠して外からは容易にアクセスできないような状況をつくりたいと思っております。ただ、それにとどまらず、今後もその保管の体制に関しましては、入ってくるものは恐らく間違いなく入ってくる、適切に分別されたものが入ってきた場合には、それをきちんと保管をする、そういう責任がございますので、常にその体制については検討をこれからも進めて、よりよい

方法があれば、また各市とも御協力いただきながら検討を進めてまいりたいと思います。

○6番(桐山ひとみ) AEDのことについてはわかりました。できるだけ周知が図れるように、ぜひ研究、検討していただきたいなと思います。

それから、トレーニングルームの件ですけれども、これは多分新しい、今まで少し古かった形のやつから新しいものに借り上げられるんだと思うのですけれども、指導者がついていないということでした。今までもそういう形でオープンに、皆さん御自由にお使いくださいという形で使われていて、特段何か急に倒れられたりとかという状況ではなかったのであれば安心なんですけれども、やはり御高齢の方とかがお風呂を使われる方も多分結構多いのではないかなと想像しますので、そのようなところで急に自転車をやってみようかなと言って運動したときに、それによって併発する病気があったりとかすることも事実ありますので、そのようなところで十分に何か目に見えるように、指導者がついていない場合は自己責任ですから、自己責任ですということをきちんと掲げていただく中で注意喚起をしておかないと、やはり責任問題に発展するということもありますから、その辺は十分に気をつけていただきたいということを要望しておきたいと思います。

それから、水銀の関係だと、部会などを設置させていただきまして、引き続き十分検討しながら取り組んでいかれるということなので、これからもこれで終わらないで、これを機に柳泉園自身が、水銀の取り組みに新たに評価をされるような施設にもなっていたきたいなと思っております。

それから、有害ごみの門扉の関係ですとか、そのような取り組みもさらに前進ができて、私はよかったかなと思っています。予算がかかっていますけれども、今までの誰でも自由に入れるような置き場を、いろんな方々からどうなのと言われることのないような形で施設できて、安全管理に取り組んでいかれるということで一歩前進かなと思っております。

また、さらに今後、3市でこれから予算化して、東村山市の例をとる中での取り組みをこれからやっていくのかなと思います。これからまた柳泉園とも協議をされるということだと思うのですけれども、やはり集めた後の保管場所というのが、例えば一時保管場所みたいところで、多分各市それぞれがもしかすると御苦労されるのかな、私の市でも多分、まだ協議はしていませんけれども、一時保管場所で、できるならば柳泉園の有害ごみと同じようなところに例えば保管させていただくような場所の提供ですとか、またルートがあると思うのですけれども、そのようなルートに乗せるですとか、そのような協議もぜひ前向きに、できるだけ経費を、3市共同で少なく抑える流れの中でできることをぜひ検討

していただくことをお願い申し上げます、質問を終わります。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。よろしいですか。

○8番（小西みか） これからの長期包括の委託の今回契約をした場合に示される金額的な部分の、どんな形でお示しいただけるのかということと、それが恐らくその後、決算という形で、では実際どうだったのかというところでの示していただけたところにもつながると思いますので、どのような形態というんでしょうか、形でお示しいただける予定なのか、御説明いただけたらと思います。今、この予算資料でいただいている、例えば13ページの長期包括の管理事業に関しての経費ということですが、大規模補修についても1本で、運転業務についても1本という形になっておりまして、さすがにこれということではないと思っておりますけれども、一定程度どんな、今回対象がどこだったのかとか、人数までもし御提示いただければと思いますけれども、どれぐらいの、何日かかっているのかとか、そのようなところも御提示いただけたということなのか、その辺を今回お聞きして、そして、もしなかなかその辺が難しいということであれば、契約者の方とその辺についても御協議いただくという形をお願いをしたいと思っておりますが、柳泉園組合としてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○技術課長（佐藤元昭） 契約するに当たって、当然、年度ごとの内訳が出てきます。内訳の中の細かい、例えば工事費が幾らですとか、そのようなものも積算書が必要になってくるので、そのようなことも出てくると思いますので、出てきたものに対して出せるもの、お示しできるものは全てお示ししていきたいと思っております。

○8番（小西みか） それは恐らく、こちらがどのようなところまで欲しいということと言わないと、なかなかもちろん、先方は細かいところを提示したくないというのがそもそもだというふうに思いますので、その要求水準みたいなところを契約の段階でやはり決めておくということが必要ではないかと思っております。その金額を示していただくということは、要はその責任の範囲というところを明確化するということにもつながっていくかと思っておりますので、以前示していただいた業務の範囲というところで各細かい業務が書いてありますけれども、もしできるのであれば、このレベルでの契約、じゃ、これが幾らずつなんだ、そして積算すると幾らになるという形でのお示しをいただけたら一番理想的かなと思っておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○技術課長（佐藤元昭） その辺は議会のほうからこういうものを示してほしいということをお要望いただければ、それになるべく対応できるように契約業者と調整して、出せる

ところに関しましては全て出していければと思っております。

○8番（小西みか） それでは、そういう形でぜひ要望させていただきたいと思います。やはりなかなか委託といいますと、それが1本になってしまって中身が見えないというところが往々にしてあるかと思っておりますので、そういう形ですと、今後何か改善していけることはないのかというところになかなか踏み込むことができなくなりますので、そのことを確保しておくという点でも、またあとは、先方がここについてはもう少し予算が欲しいということがあれば、融通というか、先の年度からの融通という形で対応するということも検討していかなければならないのではないかなと思っておりますので、そうしたことを考えましても、ぜひできるだけ細かい契約の内容と責任の範囲の明確化、そして金額の提示ということをお願いしていただきたいと思います。要望しておきます。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、以上をもちまして議案第11号、平成29年度柳泉園組合経費の負担金について及び議案第12号、平成29年度柳泉園組合一般会計予算の質疑を終結いたします。

これより議案第11号、平成29年度柳泉園組合経費の負担金についてに対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論からお受けいたします。反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） 簡単に。柳泉園組合水銀混入調査対策委員会から中間報告をいただいております。今日、まだいただいたばかりですので熟読はできておりませんが、それまでの会議録と合わせてみましても、よい内容の報告をいただいていると認識をしております。取り組んでいただいた関係の方及び職員の皆さんに御礼を申し上げたいと思います。あわせて、今後、この報告書に基づいて取り組みをされていくことになると思います。3市と共同で行うものもあると思いますし、柳泉園組合として実施するものもあります。市民への周知を含めて、その点については格段の配慮、取り組みをお願いしたいと思います。

それで、長期包括委託に関して、3月末には契約に至るということでもあります。昨年の8月の第3回定例会の際の質疑、そして討論でも申し上げましたが、議会への情報提供の

あり方及び柳泉園組合としての技術力をどう維持していくか等の課題は依然としてあると思いますので、これへの取り組みについては重ねて要望したいと思います。

あわせて、水銀及び長期包括委託に共通する課題ではありますが、やはり市民への広報、周知ということは、特に来年度においてはこれまで以上に重要になってくると思います。りゅうせんえんニュースの臨時号も出される、臨時号ですから通常号と同じ規模で1回多く出すという形だと思いますが、この出し方についても内容についてもわかりやすいものになるように要望したいと思います。

最後に、1点だけ意見を申し上げたいと思います。不燃ごみの処理に関連して、これまでの固形燃料化から切りかえてガス化溶融にするということが説明をされております。4月1日実施ということで、議員の側には先週情報提供があって、きょう質疑、審議ということになりますので、処理方法が変わるわけですから、ガス化溶融について、例えば必要であれば議員のほうとしても視察をしたり、詳しい方に教えてもらったりと、そういう調査の時間も一定、本来であれば必要であったと。

さきの審議においては、一定の段階で現状の処理が継続して難しくなっていくということが見込まれていたのであれば、やはり議会及び審議に対して現状の報告と、その段階でとり得る選択肢について示すべきだったのではないかなと思います。この点は今後の改善点の一つということで意見として申し上げたいと思います。

あわせて、ガス化溶融というものは何なのかということも改めて知りたいと思いますので、どこにどういうふうに出していくのかということも含めて、ガス化溶融とはということで関連する資料があれば、次回定例会で結構ですので、これは御用意いただきたいと、この点は要望しておきます。

以上で今審議しております平成29年度予算案については賛成をしたいと思います。

○議長（渋谷けいし） 今のは議案第11号に対する討論ですので、予算の前の段階ですけれども、負担金に対する討論ということでお受けしてよろしいですか。

○3番（村山順次郎） はい、それでよろしいです。

○議長（渋谷けいし） ほかに賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 討論なしと認めます。

以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第11号、平成29年度柳泉園組合経費の負担金についてを採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第11号、平成29年度柳泉園組合経費の負担金については原案のとおり可決と決しました。

これより議案第12号、平成29年度柳泉園組合一般会計予算に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論からお受けいたします。反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 討論なしと認めます。

以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第12号、平成29年度柳泉園組合一般会計予算を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第12号、平成29年度柳泉園組合一般会計予算は原案のとおり可決と決しました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午後 3時30分 休憩

午後 3時34分 再開

○議長（渋谷けいし） 休憩前に引き続き定例会を再開いたします。

○議長（渋谷けいし） 「日程第22、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を行います。

田中委員長の報告を求めます。

○廃棄物等処理問題特別委員会委員長（田中のりあき） 廃棄物等処理問題特別委員会報告を行います。

まず、日程第1、委員席の指定を行いました。

次に、日程第2、委員長の互選を行い、私が委員長に当選をいたしました。

なお、陳情等の審査案件はございませんでした。

以上で廃棄物等処理問題特別委員会の報告を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（渋谷けいし） 報告が終わりました。

○議長（渋谷けいし） ここで事務局職員から、議席番号表、特別委員会委員名簿、平成29年度柳泉園組合議会定例会日程予定表、議員及び特別職名簿を配付させます。

〔資料配付〕

○議長（渋谷けいし） 資料の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして平成29年第1回柳泉園組合議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午後 3時36分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 渋谷 けいし

議 員 村 山 順次郎

議 員 後 藤 ゆう子